

事 業 評 価 シ ー ト

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	1					
補助金名称	女性行政推進事業補助金		事業開始年度	平成8年度					
事業担当課	総務部	総務課	企画財政・情報係	内線 332					
根拠法令・要綱等	豊山町女性行政推進事業補助金交付要綱								
事業の目的・内容	女性相互の理解を深め、各種団体、グループ、女性間の交流と地域社会の発展に寄与することを目的とした団体の活動に要する経費に対して補助を行う。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算:平成22年度は、とよやま女性の会を事業費補助とし、当該団体の事業計画を参考に算出した。								
	女性問題講座等啓発事業	50千円	バス借り上代、施設入場料、チラシ作成代等						
	地域女性活動指導者養成事業	40千円	施設入場料、コピー代等						
	女性の会交流活動事業	260千円	講演謝礼、ポスター・チラシ印刷代、花苗代等						
	女性問題広報啓発事業	90千円	会報印刷代、ハガキ代、切手代、コピー代等						
女性団体、グループ育成事業	30千円	講師謝礼、チラシ印刷代、コピー代等							
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	470				470	470	1	100.0%
	H19	470				470	470	1	100.0%
	H20	470				470	470	1	100.0%
	H21	470				470	470	1	100.0%
H22	470				470				
事業評価	対象事業の公益性	男女共同参画に関する活動の他、少子化や環境問題、青少年の健全育成など、幅広く地域づくりを目指した活動についても補助の対象としており、公益性は高い。							
	補助の必要性	男女共同参画活動を中心に、広く女性行政の推進に寄与しており、活動の公益性は高いが、対象団体は、非営利の団体であり収益性がないため、補助を行う必要がある。							
	補助の公平性	一部の研修会等をのぞいて、会員以外の町民も、広く参加する機会が設けられており、公平性は高い。ただし、本補助金はとよやま女性の会に限定した補助金ではないため、女性行政施策の促進の立場からも、他団体の登場や発展を期待するため、制度に関する周知を行う必要がある。							
	補助金額の妥当性	現状では、事業費の2分の1は、会費や参加費などの自主財源でまかなわれているものの、毎年同額が補助金として支出され補助金が前提の事業計画になっていることから、補助率を定めるなどして、事業を前提とした補助制度に改める必要がある。							
	事業実施の効率性	毎年、社会情勢をよく勘案した企画を実施し、会員のみならず、広く一般住民の関心を惹くように努めている。また、手作りの自主的な情報誌も定期的に発行している。口コミや情報誌などを通じた効率的な女性行政の啓発活動を行っている。							
	事業効果	昨年3月にとよやま女性の会が、実施した「女性のつどい」では参加費を徴収したにもかかわらず、客席稼働率が72%と高く、会員以外の参加者も多く認められるなど、本町の女性行政施策の促進に一定程度寄与している。ただし、1団体の活動にとどまっていることから、広く他の団体・グループにも波及するような取り組みが必要である。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他)							
コメント:		とよやま女性の会は男女共同参画だけではなく、年齢や性別を超えて地域全体の発展に寄与する事業を行っていかうとする姿勢が評価できる。また、コスト意識も高い。ただし、本補助金は本来、女性行政を推進する団体を広く対象としているにも関わらず、現状では、事実上「とよやま女性の会」に対する運営費補助となっており、補助制度について広く周知するなど、他の団体に対する補助を可能にする必要がある。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他)
コメント:	一次評価のとおり

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	2																	
補助金名称	夏祭り運営費補助金			事業開始年度	平成14年度																
事業担当課	総務部	総務課	企画財政・情報係	内線	331																
根拠法令・要綱等	豊山町夏まつり補助金交付要綱																				
事業の目的・内容	町民による豊山のまちの活性化と発展を図るため、実行委員会が実施する夏祭り事業(豊山デナイト)に要する経費に対して補助を行う。																				
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他																				
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町夏まつり実行委員会																				
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 夏まつり実行委員会が作成した平成22年度事業計画書、委託業者から徴収した見積書を参考に算出した。 <table border="0" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">委託料</td> <td style="width: 20%;">4,100千円</td> <td style="width: 60%;">運営補助委託、ステージ設営委託等</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>570千円</td> <td>消耗品費、食糧費等</td> </tr> <tr> <td>報償費</td> <td>440千円</td> <td>司会者謝礼、ステージショー謝礼等</td> </tr> <tr> <td>研修費</td> <td>50千円</td> <td>イベント見学研修等</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>40千円</td> <td>新聞チラシ折込代、切手購入代等</td> </tr> </table>						委託料	4,100千円	運営補助委託、ステージ設営委託等	需用費	570千円	消耗品費、食糧費等	報償費	440千円	司会者謝礼、ステージショー謝礼等	研修費	50千円	イベント見学研修等	役務費	40千円	新聞チラシ折込代、切手購入代等
委託料	4,100千円	運営補助委託、ステージ設営委託等																			
需用費	570千円	消耗品費、食糧費等																			
報償費	440千円	司会者謝礼、ステージショー謝礼等																			
研修費	50千円	イベント見学研修等																			
役務費	40千円	新聞チラシ折込代、切手購入代等																			
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績															
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)												
	H18	5,500				5,500	4,796	1	87.2%												
	H19	5,300				5,300	5,169	1	97.5%												
	H20	5,300				5,300	4,776	1	90.1%												
	H21	5,150				5,150	5,150	1	100.0%												
事業評価	対象事業の公益性	毎年7月末の土曜日に開催される「とよやまDEない」との運営に対する補助である。例年、全人口の1/3にあたる約4,000人の町民が参加し、町の恒例行事として定着している。また、参加者は、子どもからお年寄りまで幅広く、公益性は高い。																			
	補助の必要性	本事業は、長年、町主催として実施してきたものを実行委員会形式に移行したものである。また、実行委員会形式によって、企画・運営段階により、新たな地域協働が芽生えるなど、補助事業としての必要性は高い。																			
	補助の公平性	本事業の受益者は当団体ではなく、とよやまDEないとの参加者全体である。参加するためには特定の資格や事前申込みなどを求めてなく、広く町民に開かれた事業であり、公平性は高い。補助の決定については、毎年度、補助金の決算事務において、決算書、領収書、通帳などをすべて精査している。																			
	補助金額の妥当性	とよやまDEないとは、本町最大のイベントであり、毎年4,000人の来場者が訪れるなど、他の補助金と比べると集客効果は高く、金額は妥当と思われる。ただし、夏祭りという事業の性質上、入場料などの受益者負担金は徴収していないが、出店の出店料等を徴収するなどして、自主財源を増やしていくことは可能である。																			
	事業実施の効率性	時期に応じ、役員会や実行委員会を無駄なく定期的に開催している。支出についても事業支出の8割を占める委託料について、毎年積極的に複数業者から見積を徴収するなど、経費の削減と効率的な運営に努めており、小さなコストで大きな事業効果をあげようとする取組みが見られる。																			
	事業効果	町民ふれあいコーナーの出店数が増加傾向にあり(H16年度:6件 H21年度:18件)、主体的に祭りを盛り上げようという機運が高まっている。本町の夏祭りとして住民全体に認知され、事業効果は広く地域に波及していると考えられる。また、町外からの来場者もあり、町のPRの機会にもなっている。																			
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 形態・参加者数ともに大規模な事業であるが、住民主体で円滑に運営されている点が評価できる。近年はNPO化を含め、まちづくりを意識した事業拡大を模索・研究している。協働によるまちづくりの実践例として、更なるステップアップを期待する。																			

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	3						
補助金名称	ケーブルテレビ施設負担金		事業開始年度	平成14年度					
事業担当課	総務部	総務課	企画財政・情報係	内線 240					
根拠法令・要綱等									
事業の目的・内容	災害時緊急放送を主目的とするおよびやまチャンネルの視聴を促進するため、ケーブル引き込み工事費平均実費の70%を負担する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 交付団体名: スターキャット・ケーブルネットワーク(株)								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算:「ケーブルテレビ施設設置に関する協定書」(平成13年12月28日)による。 1戸につき17,640円。計算式:25,200円(引き込み工事平均実費)×70% ※残り30%はスターキャットが負担する。(視聴世帯の負担はない。) ※ケーブルテレビ事業開始以前に竣工した集合住宅で、宅内工事が必要な場合、11,025円(宅内工事費実費の70%)を加算する。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	3,881				3881	4,375	248	112.7%
	H19	3,881				3881	2,230	123	57.5%
	H20	3,528				3528	4,075	231	115.5%
	H21	4,587				4587	3,610	183	78.7%
	H22	4,164				4164			
事業評価	対象事業の公益性	ケーブルテレビ事業は、災害時の避難情報、公的行事に関する緊急情報等を文字放送で伝達する他、議会中継や町内の行事に関する番組も放送しており、高い公益性を有している。							
	補助の必要性	本負担金支出により、視聴世帯は、引き込み工事にかかる費用を負担していない。ケーブルテレビを普及させ、その普及率を維持するための必要性は高いと考える。							
	補助の公平性	世帯、事業所ごとに1回の工事費を負担しており、公平性は保たれている。							
	補助金額の妥当性	本町の負担割合を決した平成13年度に、スターキャットにより事業を継続できる限界値として提示されたものである。							
	事業実施の効率性	ケーブルテレビ業界全体がデジタル化対応や他メディアとの競合など厳しい状況下であり、事業実施に当たっては、かなりの効率化を図っている様子が伺われる							
	事業効果	第4次総合計画策定に先立って行われた住民アンケートの結果は次のとおりであった。 文字放送:「警報が発令されたら必ず見る。」15.8%、「警報が発令されたら見るときがある。」が35.6%、合計51.4%。豊山みんなのチャンネル:「必ず見る」3.9%、「時々見る」45.0%、合計48.9%。議会中継:「必ず見る」2.5%、「時々見る」22.6%、合計25.1%。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:本事業開始以来、幸いにして本町内で大規模災害が発生しておらず文字放送の評価は難しい側面もあるが、行政放送については一定の支持を得られていると自己評価している。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	4						
補助金名称	ケーブルテレビ宅内工事補助金		事業開始年度	平成14年度					
事業担当課	総務部	総務課	企画財政・情報係	内線 240					
根拠法令・要綱等	豊山町ケーブルテレビ宅内工事費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	災害時緊急放送を主目的とするよやまチャンネルの視聴を促進するため、ケーブルテレビ宅内工事費を補助する。また、視覚障がい世帯には、緊急告知機の設置費用を補助する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①11,550円/テレビ1台を接続する宅内工事(内訳:工事費11,025円 事務費:525円) ②10,500円/緊急告知機 ※本補助金交付により、1台のみケーブルでテレビを視聴する場合、視聴者の費用負担は発生しない。また、複数台視聴する場合もブースター交換費に相当する31,500円のみ負担となる。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	693				693	612	53	88.3%
	H19	693				693	566	49	81.7%
	H20	693				693	1,095	95	158.0%
	H21	1,386				1,386	947	82	68.3%
	H22	1,109				1,109			
事業評価	対象事業の公益性	ケーブルテレビ事業は、災害時の避難情報、公的行事に関する緊急情報等を文字放送で伝達する他、議会中継や町内の行事に関する番組も放送しており、高い公益性を有している。							
	補助の必要性	本補助金支出により、視聴世帯は、テレビ1台のみの場合、宅内工事にかかる費用を負担していない。ケーブルテレビを普及させ、その普及率を維持するための必要性は高いと考える。							
	補助の公平性	世帯、事業所ごとに1回の工事費を負担しており、公平性は保たれている。							
	補助金額の妥当性	本補助金額を決した平成13年度に、スターキャットにより事業を継続できる限界値として提示されたものである。							
	事業実施の効率性	ケーブルテレビ業界全体がデジタル化対応や他メディアとの競合など厳しい状況下であり、事業実施に当たっては、かなりの効率化を図っている様子が伺われる							
	事業効果	第4次総合計画策定に先立って行われた住民アンケートの結果は次のとおりであった。 文字放送:「警報が発令されたら必ず見る。」15.8%、「警報が発令されたら見るときがある。」が35.6%、合計51.4%。豊山みんなのチャンネル:「必ず見る」3.9%、「時々見る」45.0%、合計48.9%。議会中継:「必ず見る」2.5%、「時々見る」22.6%、合計25.1%。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:本事業開始以来、幸いにして本町内で大規模災害が発生しておらず文字放送の評価は難しい側面もあるが、行政放送については一定の支持を得られていると自己評価している。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおりに
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	5						
補助金名称	豊山町コミュニティ推進協議会補助金		事業開始年度	昭和60年度					
事業担当課	総務部	総務課	総務・防災係	内線 322					
根拠法令・要綱等	豊山町コミュニティ活動推進費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	各小学校区のコミュニティ推進協議会が行うコミュニティ振興事業の実施に要する経費に補助金を交付する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 小学校区コミュニティ推進協議会								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算: 補助事業費の2分の1以内。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	500				500	460	1	92.0%
	H19	500				500	460	1	92.0%
	H20	500				500	460	1	92.0%
	H21	500				500	460	1	92.0%
事業評価	対象事業の公益性	小学校区のコミュニティ推進協議会が様々な活動を行うことにより、地域住民の交流が活発化し、地域の支えあう力・犯罪抑止力・防災力の向上など公益性は高い。							
	補助の必要性	自主財源獲得のため、廃品回収などを行ってはいるが、地域住民の交流を活発化させるためには、年間を通してさまざまな事業展開が必要であり、補助事業としての必要性は高い。							
	補助の公平性	小学校区ごとの住民が対象であり、役員には新旧の各地区の地区委員がなるなど、公平性は高い。補助の決定については、毎年度、決算書、領収書、通帳などを精査している。							
	補助金額の妥当性	廃品回収や広告収入など自主財源の獲得に努力をしており、事業費補助で、補助金額は、補助事業費の2分の1以内としているため、金額は妥当と思われる。							
	事業実施の効率性	広報発行に広告を載せるなど、経費の削減に努めており、コストがかからないよう努力をしている。							
	事業効果	新栄小学校区において20年以上事業が継続され、同小学校区の住民に協議会の公報を発行したりして、協議会の事業の認知度は高く、ふれあい祭りなどの事業は、地域住民の交流の場となっている。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 地域住民が主体となって、自主的にさまざまな事業が展開されている。まちづくりには、地域住民の自主的な活動が欠かせないため、今後も継続的な活動を支えるためには、補助が必要と考える。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

番号	6
----	---

補助金名称	職員互助会負担金				事業開始年度	昭和62年度			
事業担当課	総務部	総務課	総務・防災係		内線	322			
根拠法令・要綱等	豊山町職員互助会に関する条例								
事業の目的・内容	豊山町職員の相互共済を行うため、豊山町職員互助会に負担金を支出する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名：								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算：互助会員の掛金相当分を事業主負担分として支出する。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)				実績		
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	2,570				2,570	2,504	1	97.4%
	H19	2,540				2,540	2,490	1	98.0%
	H20	2,524				2,524	2,464	1	97.6%
	H21	2,216				2,216	2,189	1	98.8%
H22	2,154				2,154				
事業評価	対象事業の公益性	互助会は、地方公務員法に基づき職員の相互共済として給付を行うほか、職員の福利増進を図るための福祉事業及び職員の健康保持増進のための厚生事業を行うため、公益性は高い。							
	補助の必要性	地方公務員法に基づき、地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないため、補助の必要性は高い。							
	補助の公平性	町長をはじめ、職員がすべて加入している組織であり、公平性は高いが、他自治体では互助会を廃止したところもある。町負担金を財源とする事業のうち、事業所として実施義務がある健康診断(人間ドック)への補助事業は対象として妥当と考えるが、その他の事業は見直す必要がある。							
	補助金額の妥当性	事業主負担分として互助会員の掛金相当分を支出しているが、事業見直しによる金額の見直しが必要である。							
	事業実施の効率性	年々事業規模を縮小するとともに、町負担金が充当できる事業を明確にし、余った分は返還するなど経費の透明性を図り、効率的な運営に努めてきた。							
	事業効果	人間ドックの補助をすることで、人間ドックの受診が多く、職員の健康管理などの福利厚生に役立っている。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント：福利厚生事業における町負担対象事業を人間ドックのみとする。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント：一次評価のとおり							
------	--	--	--	--	--	--	--	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	7						
補助金名称	各地区補助金		事業開始年度	不明					
事業担当課	総務部	総務課	総務・防災係	内線 322					
根拠法令・要綱等									
事業の目的・内容	心豊かに暮らすことができる住環境を目指し、近隣住民との交流を促すため、地区の活動に交付する。名称は補助金であるが、実態は交付金として支給している。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名： 各自治会(町内27団体)								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算： 平成21年度から 1世帯×600円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	2,465				2,465	2,465	27	100.0%
	H19	2,465				2,465	2,465	27	100.0%
	H20	2,465				2,465	2,465	27	100.0%
	H21	3,480				3,480	3,470	27	99.7%
H22	3,600				3,600				
事業評価	対象事業の公益性	住民が活動するうえでの基本的な枠組みであり、地域の住民が交流する中で、地域文化の継承や犯罪の抑止、防災力の向上など公益性は非常に高い。なお、実態としては交付金である。							
	補助の必要性	地域の活性化、コミュニティの形成には、地域の自治会の自主的な活動が必要であり、その活動を支えるためにも、交付する必要性は高い。							
	補助の公平性	自治会への加入促進を図るため、自治会に加入している住民だけではなく、町内全地域の住民を対象とし、同じ基準で交付しているので公平性は高い。							
	補助金額の妥当性	自治会の活動は、防災活動、防犯活動、広報活動、体育大会などの社会教育活動、地域のお祭りなど多岐に渡る。平成21年度から補助金額を増額し、1世帯あたりの単価は、近隣自治体(春日井市)と拮抗しており、補助金額は妥当と考える。							
	事業実施の効率性	地域協働の推進には、自治会の活動と歩調を合わせ、協力し合っていく必要がある。そのため、自治会加入の促進や、自治会活動の活発化など、自治会活動に対する奨励的な補助となっている。							
	事業効果	交付金を活用し、お祭りなど自治会での地域活動が活発になっている。加入率が低い自治会もあるので、加入促進などもお願いしている。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 補助金の適正な使用目的の管理を図るため、自治会の活動実績(収支)報告を求めるなど、段階的に本事業の見直しを行う必要がある。							

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	8						
補助金名称	消防団分団活動費交付金		事業開始年度	不明					
事業担当課	総務部	総務課	総務・防災係	内線 322					
根拠法令・要綱等	豊山町消防団分団活動費交付金交付要綱								
事業の目的・内容	団員確保のための人材発掘及び分団単位の結束の維持に必要な活動を目的として、特設分団を除く3分団に対し、補助を行う。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町消防団豊場東分団、豊山町消防団豊場西分団、豊山町消防団青山分								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算:30,000円を3分団に交付。 平成22年度予算額 90千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	90				90	90	3	100.0%
	H19	90				90	90	3	100.0%
	H20	90				90	90	3	100.0%
	H21	90				90	90	3	100.0%
H22	90				90				
事業評価	対象事業の公益性	各地域に根ざした消防団は、住民にとって最も身近な存在の消防組織である。地元での火災等に即対応できるよう、街頭消火施設の整備、団員の確保、防火・防災思想の地域住民への浸透、等の活動を行っており、公益性は高い。							
	補助の必要性	火災等発生時に最も即応できるのは地元消防団員であるが、住民の大半は企業等従事者であるため、補助の有無に関わらず、新団員の確保は容易ではないが、必要経費であれば、町から直接支出すればよい。							
	補助の公平性	消防団は、4分団あるが、特設分団には交付金を交付していないので、公平性は低い。							
	補助金額の妥当性	各分団に交付する上限額(30,000円)は、本町内の各地区にて運営される自主防災組織への交付金額と同じである。							
	事業実施の効率性	団員確保の観点からも、効率性は低い。							
	事業効果	団員確保は、各分団役員の尽力に基づくため、本補助の効果は薄い。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 補助効果が薄いため、要綱及び交付金を廃止する。							

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	9						
補助金名称	防火水槽借地料補助金		事業開始年度	平成13年度					
事業担当課	総務部	総務課	総務・防災係	内線 322					
根拠法令・要綱等	豊山町防火水槽借地料補助金交付要綱								
事業の目的・内容	公共物における地区の負担を軽減することを目的とし、豊山町が設置した防火用貯水槽敷地の借地料を、水槽の所在する地区又はその地区の支払代表者が地区の経費をもって敷地の所有者及び占有者に支払っている場合に限り補助する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 防火水槽借地料のある自治会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 防火水槽借地料 229,000円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	229				229	169	9	73.8%
	H19	229				229	151	9	65.9%
	H20	229				229	151	9	65.9%
	H21	229				229	151	9	65.9%
事業評価	対象事業の公益性	火災等が発生した際の水源の確保のため各地区に町が防火水槽を設置しており、その水槽に係る借地料について、地主に支払っている地区委員に対し、当該借地料を補助するため、公益性は高い。							
	補助の必要性	町が設置しており、本来は地区に発生しない借地料であるため、補助は必要である。							
	補助の公平性	補助対象は9地区である。全27地区の3分の1であるが、防火・防災の観点から、公平性は高いと考えられる。補助の決定については、毎年度、交付金申請書に支払領収書の添付を義務付けしており、その添付領収書により精査している。							
	補助金額の妥当性	支払った実費を補助しているため、妥当である。							
	事業実施の効率性	(効率性は該当なし)							
	事業効果	火災等が発生した際の水源確保ができているため、水源の非常時には常に対応可能である。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 火災等が発生した際の水源として、必要であるため、事業は継続する必要がある。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	10						
補助金名称	自主防災組織育成交付金		事業開始年度	平成16年度					
事業担当課	総務部	総務課	総務・防災係	内線 322					
根拠法令・要綱等	豊山町自主防災組織活動費交付金交付要綱								
事業の目的・内容	各小学校区において自主防災組織を発足させ、地域にあった自主防災訓練を実施するため、各自主防災組織及びその下部組織に対し、補助金を支給する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 各小学校区自主防災会(3団体)、各地区自主防災会(4地区)								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ・豊山小学校区: 190,000円 ・新栄小学校区: 130,000円 ・志水小学校区: 190,000円 ・自主防災組織 6団体 × 30,000円 = 180,000円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	60				60	60	2	100.0%
	H19	60				60	60	2	100.0%
	H20	60				60	60	2	100.0%
	H21	610				610	600	7	98.4%
H22	690				690				
事業評価	対象事業の公益性	災害対策基本法に基づき地域住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の設置推進を図ることを目的とし、3小学校区を単位に、また学校単位の下部組織として各小学校区に該当する地区(自治会)を単位とした。災害等が発生したとき、協力しあいながら自分達の力で対応できる地元組織の育成事業であるため、公益性は高い。							
	補助の必要性	小学校区、地区、それぞれの単位での訓練実施や、防災設備・備品の完備を行うため、補助は必要である。							
	補助の公平性	各個人ではないが、小学校区単位での組織活動に対する補助であるため、対象は町全体に及ぶため、公平性は高い。補助の決定に係る事業計画や、前年度実績報告に伴う事業結果の精査を書類により行っている。							
	補助金額の妥当性	近隣自治体とほぼ同等の基準で、小学校区の世帯数に応じた交付金額を設定しており、妥当だと考えられる。							
	事業実施の効率性	前年度の事業実績を踏まえ、改善点を幹事会、総会等で話し合い、当年度に反映させる取り組みを行っている。							
	事業効果	平成21年度から始まったばかりではあるが、幅広い防災に関する事項の中で、基本的事項を少しずつ体感することにより、着実に住民に防災意識が浸透し始めている。ただし、浸透には時間も必要であるため、実施枠を少しずつ広げながら継続していくことが肝要である。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 下部組織となる地区は創設経緯の観点から事業実施の安定性が見られる。各小学校区においては、自主防災という視点からすると、活動水準に若干の差がある。活動資金の援助は必要であるが、町の人的支援が無くても、全ての自主防災会の活動水準が、一定水準となるよう導く必要がある。							

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	11						
補助金名称	家具転倒防止器具取付費補助金		事業開始年度	平成17年度					
事業担当課	総務部	総務課	総務・防災係	内線 322					
根拠法令・要綱等	豊山町家具転倒防止器具購入費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	町内において自宅の家具の転倒を防止するために器具を購入し取り付ける者で、①生活保護世帯、又は②前年所得の世帯合計が200万円以下で、65歳以上、又は障がい者等に該当する者に補助を行う。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①生活保護世帯: 補助率 100分の100(補助限度額 10,000円) ②前年所得の世帯合計が200万円以下で、65歳以上又は障害者等に該当する者がいる世帯.: 補助率 100分の80(補助限度額 10,000円)								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	500				500	0	0	0.0%
	H19	200				200	0	0	0.0%
	H20	100				100	0	0	0.0%
	H21	100				100	0	0	0.0%
	H22	50				50			
事業評価	対象事業の公益性	地震等において、家具等の転倒により負傷、死亡に至る被害を防止するため、特に社会的な弱者等に対し、危険を排除することを目的とするため、公益性は高い。							
	補助の必要性	生活保護世帯や、所得が低く障がい者等の社会的弱者を養う世帯に対し、経済的な支援を行うことにより、地震等の災害危険防止の一助となる補助事業であるが、現実的には申請が無いため必要性は低い。							
	補助の公平性	補助対象は限定されているが、補助金額に10,000円という上限を設けた上での経済支援であるため、公平性を著しく損なっていない。補助の決定については、申請書類に購入に係る見積書を添付させることにより、精査する。							
	補助金額の妥当性	金額として上限額 10,000円が設定してあるため、簡易な対応は可能だが、本格的な転倒防止対応は困難である。							
	事業実施の効率性	(効率性は該当なし)							
	事業効果	制度の制定から、申請実績は0件であり、事業効果はない。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 申請が無い状況を鑑み、本制度は廃止する。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	12						
補助金名称	出産育児一時金		事業開始年度	昭和42年度 条例制定時					
事業担当課	生活福祉部	住民課	内線	160					
根拠法令・要綱等	健康保険法、国民健康保険法、豊山町国民健康保険条例								
事業の目的・内容	被保険者の出産に対して1件420,000円を支給する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 1件420,000円 * 48件 = 20,160千円 支給金額の推移 平成18年9月まで 300,000円 平成18年10月から 350,000円 平成21年1月から 380,000円 平成21年10月から 420,000円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	11,400			7,600	3,800	14,400	44	126.3%
	H19	13,300			8,867	4,433	16,450	47	123.7%
	H20	16,800			11,200	5,600	13,070	37	77.8%
	H21	18,240			12,160	6,080	8,910	23	48.8%
	H22	20,160			13,440	6,720			
事業評価	対象事業の公益性	この間の増額により、出産費用のほぼ全額が賄われるため住民ニーズも非常に高いと思われる。							
	補助の必要性	医療関係の給付事業として、行政が負担すべき費用と考える。							
	補助の公平性	国保ばかりではなく被用者保険や共済組合もほとんど同一の支給金額であり、公平である。							
	補助金額の妥当性	健康保険法に準じた支給金額であり妥当といえる。							
	事業実施の効率性	医療機関への直接支払いが制度化されており、効率的な運用が進んでいる。							
	事業効果	少子化対策のためにも相当な効果があると判断する。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 少子化対策のために拡充することはあっても縮小することはない。							

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	13						
補助金名称	葬祭費		事業開始年度	昭和42年度 条例制定時					
事業担当課	生活福祉部	住民課	国保医療係	内線 160					
根拠法令・要綱等	健康保険法、国民健康保険法、豊山町国民健康保険条例								
事業の目的・内容	被保険者の死亡につき1件50,000円を支給する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 1件50,000円 * 30件 = 1,500千円 平成18年9月まで 100,000円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	5,500				5,500	5,000	66	90.9%
	H19	3,000				3,000	2,500	50	83.3%
	H20	3,000				3,000	1,150	23	38.3%
	H21	3,000				3,000	1,150	23	38.3%
H22	1,500				1,500				
事業評価	対象事業の公益性	葬祭費の一助をなす補助として住民ニーズも高いと思われる。							
	補助の必要性	医療関係の給付事業として、行政が負担すべき費用と考える。							
	補助の公平性	県内市町村の国保はほぼ同一の支給金額となっている。							
	補助金額の妥当性	健康保険法に準じた支給金額であり妥当といえる。							
	事業実施の効率性	火葬補助の申請などとともに窓口での一括した事務対応を行っている。							
	事業効果	葬祭費の一助をなす補助として十分に効果がある。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 法に基づき引き続き継続する必要がある。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	14						
補助金名称	健康診断補助金		事業開始年度	平成15年度 要綱制定年度					
事業担当課	生活福祉部	住民課	国保医療係	内線 160					
根拠法令・要綱等	国民健康保険法、豊山町国民健康保険条例、豊山町国民健康保険保健事業補助金の支給に関する要綱								
事業の目的・内容	豊山町が実施する検診項目を受診した者のうち、豊山町保健センターが行う保健指導に基づき医療機関で検査を受けた者に対して、検査費用の全額を補助する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算:検査費用の全額を助成する。上限は15,000円。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	648				648	543	98	83.8%
	H19	720				720	1,031	167	143.2%
	H20	648				648	939	141	144.9%
	H21	845				845	705	106	83.4%
事業評価	対象事業の公益性	疾病の早期発見・早期治療のため住民ニーズは高いと思われる。							
	補助の必要性	疾病の早期発見・早期治療また医療費の抑制のために、この事業に対する行政の役割は高い。							
	補助の公平性	保健師の公平な判断により、助成対象者を選定している。							
	補助金額の妥当性	全額補助となっているが、上限を15,000円で設定しているため妥当な補助金額といえる。							
	事業実施の効率性	保健センターとの連携により、効率的に運用している。							
	事業効果	疾病の早期発見・早期治療につながり、事業効果は高い。21年度の実診率が61.4%となっており、これをさらに高める必要がある。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 疾病の早期発見・早期治療また医療費の抑制のために継続する必要がある。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	15						
補助金名称	宿泊補助金		事業開始年度	平成14年度 要綱制定年度					
事業担当課	生活福祉部	住民課	国保医療係	内線 160					
根拠法令・要綱等	国民健康保険法、豊山町国民健康保険条例、豊山町国民健康保険被保険者宿泊施設利用補助金の支給に関する要綱								
事業の目的・内容	豊山町国民健康保険被保険者の健康の保持、増進を図るため、町が指定する宿泊施設を利用した場合に費用の一部を補助する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算:1人年1回3,000円の補助(対象施設は豊山町みどりの休暇村を除く全国の公共宿泊施設)								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	309				309	69	23	22.3%
	H19	150				150	81	27	54.0%
	H20	90				90	57	19	63.3%
	H21	90				90	60	20	66.7%
事業評価	対象事業の公益性	健康の保持、増進を目的としているが、利用者は少なく(被保険者約4,600人で利用者20人ほど)、住民ニーズが高いとはいえない。							
	補助の必要性	現状の利用状況では、被保険者にとって、その必要性は低いと考えられる。							
	補助の公平性	他の保険(例えば共済組合)でも同様な制度があり不公平感はないが、県内の市町村国保のほとんどにこの制度はない。							
	補助金額の妥当性	補助金額は他保険と比較しても妥当といえる。							
	事業実施の効率性	他の自治体や保険者が所有する施設を利用しているということでは、非常に効率的である。							
	事業効果	健康の保持、増進を目的としているが、効果はみえにくい。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:町国保で保養施設を持ち、健康増進を図ることがベストだが、現状では困難。そのため他の自治体や保険者が所有する公共施設の利用に対して助成を行っているが利用者は少ないし、健康増進に対する効果は判断しにくい。町では町民全体を対象とする緑の休暇村の宿泊補助制度もあり、国保の宿泊補助制度は廃止する。							

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	16						
補助金名称	金融貸付保証保険料補助金		事業開始年度	昭和54年度					
事業担当課	生活福祉部	住民課	住民年金係	内線 160					
根拠法令・要綱等	豊山町金融貸付制度に関する条例及び施行規則								
事業の目的・内容	金融貸付に伴う保証保険料に次の各号に掲げる率を乗じて得た額を補助する。 (1) 貸付金額が100万円以下の場合 90パーセント (2) 貸付金額が100万円を超える場合 70パーセント								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 貸付の範囲は、次のとおり (1) 自己の住居用の土地、家屋の取得又は新築、増改築並びにその設備及び修繕資金に充てるとき。200万円以内。 (2) 療養及び治療資金として必要なとき。100万円以内(以下同じ) (3) 交通事故、盗難その他の災害を受けたとき。 (4) 結婚資金として必要なとき。 (5) 出産資金として必要なとき。 (6) 入学資金として必要なとき。 (7) 葬祭費用として必要なとき。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	20				20	3.6	1	18.0%
	H19	20				20	1.7	1	8.5%
	H20	20				20	0.7	1	3.5%
	H21	20				20	0	0	0.0%
事業評価	対象事業の公益性	平成18年度以降、貸付実績がないことから住民ニーズが高いとはいいがたい。							
	補助の必要性	制度が発足した昭和54年から平成21年度までの実績は58件であり、住民にとって制度の必要性は低いと考えられる。							
	補助の公平性	貸付審査は金融機関で適正に行われている。							
	補助金額の妥当性	保証保険料の補助としては、高率だが、補助額としては小額な補助となっている。 100万円貸付5年返済の場合：5年間の保証料は16,000円で補助額は90%の14,400円。 200万円貸付10年返済の場合：10年間の保証料は49,000円で補助額は70%の34,300円。							
	事業実施の効率性								
	事業効果	暮らしの便利帳、広報で周知を図っているが、なかなか実績が上がらない。							
総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:金融貸付制度は存続するが、保証料の補助は小額であり、補助効果も少ないため廃止する。								

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおりに
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

番号	17
----	----

補助金名称	火葬補助金				事業開始年度	昭和53年度			
事業担当課	生活福祉部	住民課	住民年金係		内線	160			
根拠法令・要綱等	豊山町火葬費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	尾張東部火葬場の火葬手数料である5,000円を補助することにより、火葬に対する負担額の軽減を図る。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 1件5,000 * 100件 = 500千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)				実績		
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	400				400	395	79	98.8%
	H19	400				400	330	66	82.5%
	H20	400				400	395	79	98.8%
	H21	450				450	450	90	100.0%
事業評価	対象事業の公益性	火葬に対する補助として、公益性はある。							
	補助の必要性	受益者負担である火葬使用料の全額分を補助することで、行政と住民の負担割合に対する考え方が不明確になっている。							
	補助の公平性	春日井市、小牧市にこの補助制度はない。							
	補助金額の妥当性	火葬使用料相当分の5000円補助は、受益者が負担すべきと考える。							
	事業実施の効率性	国保葬祭費の申請などとともに窓口での一括した対応を行っている。							
	事業効果	死亡に関して保険者からの葬祭費(国保で50000円)が支給されており、その事業効果は低いと考える。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 使用料相当分である5000円の補助は、結果として火葬場の町分担金の上乗せとなっている。また春日井市、小牧市にこの制度はなく、公平性に欠けていることもあり、廃止する。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	18																																												
補助金名称	高齢者能力活用推進事業補助金		事業開始年度	昭和63年度																																												
事業担当課	生活福祉部	福祉課	高齢者・介護係	内線 137																																												
根拠法令・要綱等	豊山町シルバー人材センター運営事業費補助金交付要綱																																															
事業の目的・内容	高齢者がこれまでに培ってきた能力を活かし、退職後も地域社会に貢献するとともに、いきがいをもてるように、補助的・短期的な就労機会を提供するシルバー人材センターの活動を支援する。																																															
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他																																															
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: (社)豊山町シルバー人材センター																																															
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 春日井市、小牧市、北名古屋市、清須市においても同様、団体に対し財政支援を行っている。 積算: シルバー人材センターが作成した平成22年度収支計算書を基に算出した。																																															
	事業費	<table border="1"> <tr><td>基本給</td><td>5,000,000</td><td>職員給与</td></tr> <tr><td>特別手当</td><td>1,000,000</td><td>期末手当</td></tr> <tr><td>諸手当</td><td>700,000</td><td>時間外勤務手当等</td></tr> <tr><td>法定福利費</td><td>880,000</td><td>社会保険料</td></tr> <tr><td>退職給付支出</td><td>250,000</td><td>県共済、中退共掛金</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>40,000</td><td>職員健康診断料等</td></tr> <tr><td>旅費交通費</td><td>100,000</td><td>研修参加旅費等</td></tr> <tr><td>通信運搬費</td><td>160,000</td><td>郵送料、電話料金等</td></tr> <tr><td>消耗品費</td><td>60,000</td><td>事務用品、燃料代、シルバー月刊誌等</td></tr> <tr><td>修繕費</td><td>60,000</td><td>機械用具、事務機、車輛修理等</td></tr> <tr><td>光熱水料費</td><td>190,000</td><td>電気、ガス、水道代</td></tr> <tr><td>賃借料</td><td>1,600,000</td><td>自動車、パソコンリース</td></tr> <tr><td>諸謝金</td><td>610,000</td><td>就業創出員、講師謝礼</td></tr> <tr><td>委託費</td><td>350,000</td><td>パソコン保守委託</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: right;">11,000,000</td><td></td></tr> </table>			基本給	5,000,000	職員給与	特別手当	1,000,000	期末手当	諸手当	700,000	時間外勤務手当等	法定福利費	880,000	社会保険料	退職給付支出	250,000	県共済、中退共掛金	福利厚生費	40,000	職員健康診断料等	旅費交通費	100,000	研修参加旅費等	通信運搬費	160,000	郵送料、電話料金等	消耗品費	60,000	事務用品、燃料代、シルバー月刊誌等	修繕費	60,000	機械用具、事務機、車輛修理等	光熱水料費	190,000	電気、ガス、水道代	賃借料	1,600,000	自動車、パソコンリース	諸謝金	610,000	就業創出員、講師謝礼	委託費	350,000	パソコン保守委託	11,000,000	
基本給	5,000,000	職員給与																																														
特別手当	1,000,000	期末手当																																														
諸手当	700,000	時間外勤務手当等																																														
法定福利費	880,000	社会保険料																																														
退職給付支出	250,000	県共済、中退共掛金																																														
福利厚生費	40,000	職員健康診断料等																																														
旅費交通費	100,000	研修参加旅費等																																														
通信運搬費	160,000	郵送料、電話料金等																																														
消耗品費	60,000	事務用品、燃料代、シルバー月刊誌等																																														
修繕費	60,000	機械用具、事務機、車輛修理等																																														
光熱水料費	190,000	電気、ガス、水道代																																														
賃借料	1,600,000	自動車、パソコンリース																																														
諸謝金	610,000	就業創出員、講師謝礼																																														
委託費	350,000	パソコン保守委託																																														
11,000,000																																																
予算及び事業の実績	年度	当初予算額	財源(千円)		実績																																											
		(千円)	国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)																																							
	H18	10,000				10,000	10,000	1	100.0%																																							
	H19	9,560				9,560	9,560	1	100.0%																																							
	H20	10,650				10,650	10,611	2	99.6%																																							
	H21	10,800				10,800	10,800	2	100.0%																																							
H22	11,000				11,000																																											
事業評価	対象事業の公益性	本事業は、60歳以上の高齢者の就業を助けるシルバー人材センターの運営に補助を行う事業である。平成22年4月1日現在で60歳以上人口の5%(202/3,811人)がシルバー人材センターを介して就業している。就業が困難な高齢者の支援策として、一定の公益性が認められる。																																														
	補助の必要性	シルバー人材センターへの1/2国庫補助が既得権的になっていること。また、民業を圧迫していることについては運営費の削減とシルバー人材センターの就労会員から手数料を増額して国の補助額を下げ、民業圧迫を縮小することになることから事業仕分けにおいて、国からの補助は減額されることになった。人材センターの安定的な運営と、高齢者に働く場を提供するため補助が必要である。																																														
	補助の公平性	補助を受けることで経営が有利になっているシルバー人材センターが民間の人材派遣会社等を圧迫しているという批判がある。																																														
	補助金額の妥当性	交付申請時に、補助金申請額の内訳書を提出させ、補助金交付要綱に定められた補助対象以外の申請がないか確認している。																																														
	事業実施の効率性	人材センター職員の給与体系を見直し、地域手当の削減(10%から3%)を図り効率性を高めた。																																														
	事業効果	高齢者の生きがい対策と長年培われた能力の活用や高齢者の就業機会を提供することできる。																																														
総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 補助金を前提としたシルバー人材センターの運営が民業圧迫になっているという批判があり、事業仕分けにより国庫補助が削減された。高齢化の進展によりシルバー人材センターの必要性は増すものと思われる。事業の合理化と拡大を図り、自立した運営を確立させることが望ましい。町の補助金を直ちには廃止することは運営上困難であるため、当面、国庫補助と同程度まで削減することが望ましい。																																															

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	19	
補助金名称	老人クラブ連合会補助金		事業開始年度 昭和61年度	
事業担当課	生活福祉部	福祉課	高齢者・介護係 内線 137	
根拠法令・要綱等	豊山町老人クラブ運営要綱、豊山町老人クラブ事業費補助金交付要綱、老人福祉法第13条第2項			
事業の目的・内容	老人クラブ連合会に対し助成を行うことにより、老人の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行い、助け合い、生きがいを与えあうことで、老後の生活を豊かにするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的にします。			
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他			
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名： 豊山町老人クラブ連合会			
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算：補助金額は豊山町老人クラブ事業費補助金交付要綱第3条の規定に基づく。 愛知県高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱により、232,000円(平成21年度)が町に対して補助がある。			
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円) 国庫支出金 県支出金 其他特財 一般財源	実績 決算額(千円) 交付件数 執行率(金額ベース)
	H18	650	237	413 650 1 100.0%
	H19	650	233	417 650 1 100.0%
	H20	650	231	419 650 1 100.0%
	H21	650	232	418 650 1 100.0%
	H22	650	230	420
事業評価	対象事業の公益性	本事業は、豊山町老人クラブ連合会の運営に対する補助である。60歳以上の高齢者の57%が各地区の地域老人クラブに加入しており、高齢者のコミュニティとしては町内最大である。		
	補助の必要性	補助金は老人クラブ連合会の主要な財源であり、自主財源の乏しい老人クラブ連合会にとって、町からの補助金はなくてはならないものである。		
	補助の公平性	本事業の受益者は、老人クラブ加入者全員である。年齢以外に加入を妨げる制限は設けておらず、高齢者は自由に参加することができる。高齢者に広く開かれた団体であり、公平性は高いと考えられる。		
	補助金額の妥当性	老人クラブ連合会の活動費の50%が町からの補助金で賄われており、残り半分は会員から徴収した会費や行事の参加費、繰越金等で賄われている。老人クラブ連合会は町と連合会役員の協働で運営されており、現在の補助額(割合)は適正なものであると考えられる。		
	事業実施の効率性	効率性を増進する体系的な取り組みは特に行われていない。		
	事業効果	高齢者の健康増進と親睦を図ることができる。		
総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正) (その他) コメント: 会員数、加入率ともに減少傾向にある。未加入の高齢者の興味を集め、クラブへの加入に結びつけるため、新たな方策が求められている。また、計画されている事業のうち、補助対象事業項目(レクリエーション事業)について点検を行い、補助に係る予算の執行の適正化を図る。			

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正) (その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	20				
補助金名称	地域老人クラブ補助金		事業開始年度	昭和61年度				
事業担当課	生活福祉部	福祉課	高齢者・介護係	内線 137				
根拠法令・要綱等	豊山町老人クラブ運営要綱、豊山町老人クラブ事業費補助金交付要綱、老人福祉法第13条第2項							
事業の目的・内容	老人クラブ連合会に対し助成を行うことにより、老人の知識や経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行い、助け合い、生きがいを与えあうことで、老後の生活を豊かにするとともに明るい長寿社会づくりに資することを目的にします。							
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他							
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 地域老人クラブ(23団体)							
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 愛知県高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱により、673,000円(平成21年度)が町に対して補助がある。 積算: 前年度の交付実績を基に、豊山町老人クラブ事業費補助金交付要綱第3条により算出した。							
	月割		552,000 23地区×12月×2,000円					
	会員割		2,300,000 2,300人(推計)×1,000円					
		H21	H22	H23	H24			
	男	1,792	1,884	1,958	2,053			
女	1,966	2,077	2,164	2,257				
合計	3,758	3,961	4,122	4,310				
加入者数(推計)	2,197	2,297	2,349	2,392				
加入率(推計)	58.4%	58.0%	57.0%	55.5%				
前年度交付実績								
月割		522,000 23地区×12月×2,000円						
会員割		2,197,000 2,197人×1,000円						
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績		
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数
	H18	3,102		710	2,392	2,804	23	90.4%
	H19	3,002		659	2,343	2,776	23	92.5%
	H20	2,852		671	2,181	2,747	23	96.3%
	H21	2,782		673	2,109	2,749	23	98.8%
H22	2,852		670	2,182				
事業評価	対象事業の公益性	本事業は、豊山町老人クラブ(地区)の運営に対する補助である。60歳以上の高齢者の57%が23地区の老人クラブに加入しており、高齢者のコミュニティとしては町内最大である。						
	補助の必要性	補助金は地区老人クラブの主要な財源であり、自主財源の乏しい地域老人クラブにとって、町からの補助金はなくてはならないものである。						
	補助の公平性	本事業の受益者は、老人クラブ加入者全員である。年齢以外に加入を妨げる制限は設けておらず、高齢者は自由に参加することができる。高齢者に広く開かれた団体であり、公平性は高いと考えられる。						
	補助金額の妥当性	地区老人クラブの補助金は、活動延月数と会員数から算出しており、それぞれ1月あたり2,000円。会員1人あたり1,000円(1年間)となっている。独自に会費を定めて徴収している地区もある。						
	事業実施の効率性	効率性を増進する体系的な取り組みは特に行われていない。						
評価	事業効果	高齢者の健康増進と親睦を図ることができる。						
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他)						
コメント: 会員数、加入率ともに減少傾向にある。未加入の高齢者の興味を集め、クラブへの加入に結びつけるため、新たな方策が求められている。また、クラブの枠組みを活用し、地域での支え合いの力を育てていくために何が出来るか検討していく必要がある。多額の繰越金がある地区、全体予算のうち総会費用・研修費用への支出が多い地区が見受けられ、これら事業のあり方、自己負担制にするなど見直しが必要である。								

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他)
コメント: 一次評価のとおり	

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	21						
補助金名称	民生委員協議会補助金		事業開始年度 昭和59年度						
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係 内線 131						
根拠法令・要綱等	民生委員法(昭和23年7月29日法律第198号) 豊山町民生委員協議会運営費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	民生委員法によって設置された民生委員協議会の運営経費に対して補助金を交付する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町民生委員協議会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 会議費 100千円 事務消耗品費、振込み手数料等 事務費 30千円 旅費交通費及び日当 旅費 65千円 社協・民協合同研修費、県社会福祉大会費 事業費 623千円 県社会福祉協議会費、全国民生児童連合会費等 負担金 110千円 会長交際費、歳末助けあい募金 慶弔費 15千円 その他 82千円 予備費 371千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)	実績					
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	779				779	779	1	100.0%
	H19	779				779	779	1	100.0%
	H20	779				779	779	1	100.0%
	H21	779				779	779	1	100.0%
	H22	779				779			
事業評価	対象事業の公益性	民生・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱する公務員で社会奉仕の精神をもって常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っている。また、民生委員法第20条に基づき設置されている民生委員協議会は、民生・児童委員24人主任児童委員2人の計26人で構成されている。							
	補助の必要性	民生・児童委員の身分は、民生委員法に定められており、任期は3年、給与は支給されないこととなっている。地域のボランティアとして無報酬で活動を行うとともに関係行政機関の業務に協力するなど補助事業とする必要があると考えている。							
	補助の公平性	民生・児童委員の相談の対象となる者は、地域すべての住民であり、誰もがいつでも福祉に関しての相談ができるなど公平性は保たれている。							
	補助金額の妥当性	補助金交付要綱により、毎年事業計画書及び決算書の提出を受けて審査のうえ交付している。							
	事業実施の効率性	地域住民の福祉向上のため様々な活動を行っており、町や社会福祉協議会などが行う福祉サービスとの重要なパイプ役を果たしている。							
	事業効果	福祉問題の解決には、時間をかけて行う事が必要で、民生委員・児童委員の交代が行われた場合でもその活動は引き継がれ、常に継続した対応を行っている。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正(その他)) コメント: 町と地域とのパイプ役を務め、また、関係行政機関の業務に対する貢献は大きいことから継続して補助を行い活動の支援をする。なお、繰越額が増大しており、その整理と補助対象事業項目の点検を行い補助に係る予算の執行の適正化を図る。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正(その他)) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	22						
補助金名称	住宅バリアフリー化支援事業		事業開始年度	平成14年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	高齢者・介護係	内線 133					
根拠法令・要綱等	豊山町住宅改修費補助金交付要綱・豊山町障害者等住宅改修費の助成事業の実施及び運営に関する要綱・豊山町高齢者、障害者住宅整備資金利息補給金交付要綱								
事業の目的・内容	介護保険制度及び障害者自立支援制度による国からの住宅改修費補助金に上乗せして住宅改修費の補助をする。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 介護保険法に規定する要介護認定者、要支援認定者、身体障害者福祉法、児童福祉法等で規定する身体、知的及び精神に障がいがある者、町ケア会議で認定する者が居住する住宅の改修を対象とする。								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①要介護者、要支援者及び障がい者等の住宅改修については、工事費用のうち、20万円までの工事は介護保険制度の住宅改修工事、障害者自立支援法に定める地域生活支援事業より住宅改修費が補助される。介護保険等の対象工事でその補助の上限額を超える工事費について、1件あたり30万円を限度として、工事費の1/2を補助する。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	607					0	0	0.0%
	H19	307					421	2	137.1%
	H20	307					0	0	0.0%
	H21	307					821	4	267.4%
H22	307								
事業評価	対象事業の公益性	介護保険の住宅改修費の給付が優先であり、給付限度額を上回る住宅改修を行う場合に該当するため、利用者数は少ないが、補助金を利用することで、自宅において、対象者の自立や、介護者の負担軽減が図ることができことから公益性がある。							
	補助の必要性	住宅環境が整備されることで、要介護者、要支援者及び障がい者等が快適な在宅生活が出来るようになり、要介護者等及び介護者の負担が軽減される。							
	補助の公平性	補助の対象は、豊山町に所在する要介護者、要支援者及び障がい者等が居住する住宅の改修であり公益性はあるが、補助対象世帯の所得による制限などを設けていないため公平性に問題がある。また、補助決定については、事前の書類関係、写真など精査し、工事完了後は職員が住宅に出向き整備内容が申請内容と相違ないか確認を行ない審査している。							
	補助金額の妥当性	県内27市町村において、同様の補助を行っており、補助限度額の多くは30万円～40万円であることから、補助額については妥当であると考えます。							
	事業実施の効率性	住宅改修補助申請の前段で保険、医療、建築士による現地確認と改修業者の見積が適正費用であるか確認し、補助金の適正な運営に努めている。							
	事業効果	住宅のバリアフリー化を推進することにより、要介護者等や障がい者などの方が安全に日常生活をおくることのできる生活環境を整えることができる。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 要介護者、要支援者及び障がい者等が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう支援するもので公益性があり引続き補助する。しかし、申請世帯に対する所得要件がないため、申請者の資産形成を助けることにもなりかねない。今後、課税世帯を対象から除くなど所得要件を設ける必要がある。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	23						
補助金名称	社会福祉協議会補助金		事業開始年度	平成5年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線 131					
根拠法令・要綱等	社会福祉法(昭和26年法律45号) 豊山町社会福祉法人の助成に関する条例								
事業の目的・内容	社会福祉事業の能率的運営と組織活動に対して補助金を交付する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町社会福祉協議会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 1 法人運営費 ①法人運営費15,795千円 ②福祉活動専門員事業 7,875千円 2 地域福祉活動事業 ①地域福祉活動事業735千円 ②福祉フェスティバル事業1,715千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	20,243				20,243	19,459	1	96.1%
	H19	20,178				20,178	19,410	1	96.2%
	H20	22,464				22,464	20,093	1	89.4%
	H21	21,998				21,998	20,914	1	95.1%
H22	26,120				26,120				
事業評価	対象事業の公益性	社会福祉協議会は社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定され、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する地域住民及びボランティア団体等の活動の援助・支援を実施する社会福祉団体であり、公益を目的とする団体への運営費補助事業です。							
	補助の必要性	豊山町社会福祉協議会は、一般・賛助・法人会費や共同募金などを主な財源としていますが、社会福祉活動を実践、推進するための予算財源の全部を会費等で確保することはできません。このため、町より運営費として補助事業を行う必要があります。							
	補助の公平性	社会福祉を目的とする事業の調査研究、企画、連絡調整・助成、普及を図り、社会福祉活動への住民参加のための援助や共同募金事業への協力、ボランティア活動の振興、心配ごと相談所の設置運営を行うなど公平性は高い。							
	補助金額の妥当性	豊山町社会福祉法人の助成に関する条例施行規則第3条に基づき、社会福祉協議会の法人運営事業として最小限の人件費と事務費への補助を行っています。また、平成22年度に策定する地域福祉活動計画定費、昨年まで町事業であったフェスティバルを社協事業に切り替えたものであり、補助金額は妥当です。							
	事業実施の効率性	理事会や評議員会を開催し、経費の削減と効率的な運営に努めており、歳入においては会費収入の増を目指し、歳出ではボランティアの協力を得た事業(独居高齢者に対するふれあい食事会やサロンの開催)を企画するなどコストを抑えたいうで大きな事業効果をあげようと努力している。							
	事業効果	高齢者福祉、障害者福祉事業の他福祉ボランティアの支援などの事業を展開し、安心して生活することができる地域福祉の推進をめざした様々な活動を行っており、今後も住民福祉の自主的組織としての運営が期待されています。							
総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 地域福祉の推進は、生活上の様々な課題を解決するために、公的なサービス提供だけでなく、地域住民や福祉活動団体などの協働が求められ、特に社協は社会福祉法でも地域福祉の中核的団体と位置づけられています。しかし、その予算は会費(一般、賛助、法人)、共同募金の配分金及び寄附金を自主財源として事業費に充当していますが、組織の運営や事業費の全てを会費等でまかなうことは到底望めません。このため、法人の管理・運営に必要な人件費及び事務費等を町が補助していますが、今後においても事務の合理化を行うなど事務費の軽減に努める必要があります。								

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

			番号	24					
補助金名称	遺族会補助金		事業開始年度	昭和57年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線 131					
根拠法令・要綱等	豊山町遺族会補助金交付要綱(昭和57年4月1日制定)								
事業の目的・内容	第2次世界大戦で戦没した戦没者の英霊を追悼の意を表し、平和を願うとともに遺族相互の親睦、福利厚生などの事業を実施する豊山町遺族会運営に必要な経費を補助する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町遺族会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 負担金 265千円 県遺族会、尾張部遺族会、研修負担金 会議費 5千円 会議費茶代 事務費 10千円 消耗品費 通信費 10千円 切手代等 事業費 350千円 記念碑清掃代、追悼式、総会費 雑費 10千円 お供え、駐車料金等 予備費 100千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	600				600	600	1	100.0%
	H19	600				600	600	1	100.0%
	H20	500				500	500	1	100.0%
	H21	500				500	500	1	100.0%
事業評価	対象事業の公益性	戦没者追悼式の開催により、恒久平和の願いと平和をあらためて考える機会となり一定の意義がある。また、町内施設の清掃奉仕活動を実施し公益性は高い。							
	補助の必要性	戦後65年が経過し、会員数も高齢等により減少していることから財源の確保が困難となっており補助は必要である。							
	補助の公平性	補助の決定については、毎年度、補助金の決算事務において、決算書、領収書、通帳などをすべて精査している。							
	補助金額の妥当性	会員数は年々減少し、平成21年度は80名の会員数となったが、遺族の結束により会員の親睦と戦没者の冥福を祈る各種事業を実施しており、その遺族の慰労に対するものとしては妥当と考える。							
	事業実施の効率性	時期に応じ、役員会や総会を定期的開催している。追悼式にかかる経費の軽減に努めている。							
	事業効果	豊山町戦没者追悼式のあり方も含めて見直しが必要となっている時期が来ているが、国等が新たな方向性を示さない間は変更は難しい。							
総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (<input checked="" type="checkbox"/> 縮小 ・ 休止 ・ 要綱改正 ・ その他) コメント: 戦没者の追悼とその遺族の慰労、平和を誓う追悼式は町が事業主体となり、補助対象事業としないこととする。なお、護国神社に関わる費用にかかる補助は宗教的なことから慎重に判断する必要がある。								

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (<input checked="" type="checkbox"/> 縮小 ・ 休止 ・ 要綱改正 ・ その他) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

			番号	25					
補助金名称	母子寡婦福祉協議会補助金		事業開始年度	昭和61年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線 131					
根拠法令・要綱等	豊山町母子寡婦福祉協議会補助金								
事業の目的・内容	豊山町母子寡婦福祉協議会が行う事業に対し予算の範囲内で補助金を交付する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名： 豊山町母子寡婦協議会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算： 運営費 160千円 (通信費90千円・旅費10千円・消耗品費60千円) 事業費 1540千円 (会議費80千円・研修費660千円・教養講座200千円・活動費600千円) 慶弔費 90千円 予備費 10千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	100				100	100	1	100.0%
	H19	100				100	100	1	100.0%
	H20	100				100	100	1	100.0%
	H21	100				100	100	1	100.0%
H22	100				100				
事業評価	対象事業の公益性	母子寡婦の自立向上のための活動を促進し、福祉の増進を図るものであり公益性が認められる。							
	補助の必要性	母子寡婦福祉協議会が行う事業(生活向上に必要な調査研究、母子寡婦福祉資金の貸付についての指導援助、母子寡婦家庭の保護指導・生活相談)に補助金を交付して自立の援助を行うため補助は必要である。							
	補助の公平性	補助の決定については、毎年度、事業計画書、予算書及び決算書の提出を求め審査している。							
	補助金額の妥当性	金額については、補助金交付要綱により、予算の範囲内において決定される。							
	事業実施の効率性	自主財源を確保するため事業の拡大を進めており、適正な事業運営に努めている。							
	事業効果	健康福祉フェスティバル等に積極的に参加するなど自立及び福祉の増進が見られる。							
総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 現在、各施設に置いている自販機の取扱いを検討した上で、事業評価を行う。								

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】			番号	26					
補助金名称	赤十字奉仕団補助金		事業開始年度	昭和56年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線 131					
根拠法令・要綱等	豊山町赤十字奉仕団活動費町補助金交付要綱								
事業の目的・内容	赤十字精神に基づき実施する各種奉仕活動を推進するために必要な経費に対して補助金を交付する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名： 豊山町赤十字奉仕団								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算： 事務費 150千円 印刷・消耗品費 事業費 652千円 施設慰問・講習会等 会議費 35千円 会議費 研修費 353千円 研修会諸費 慶弔費 30千円 慶弔費 予備費 10千円 予備費								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)				実績		
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	316				316	316	1	100.0%
	H19	316				316	316	1	100.0%
	H20	316				316	316	1	100.0%
	H21	316				316	316	1	100.0%
	H22	865				865			
事業評価	対象事業の公益性	広く赤十字活動を支えるボランティアが赤十字奉仕団で、人や社会に貢献するため様々なボランティア活動を通じて赤十字の目指す人道を広めている。							
	補助の必要性	活動が多岐にわたり、災害時に備えた炊き出し訓練、福祉保健衛生に関する奉仕(敬老会・フェスティバル・献血協力)など補助事業としての必要性は高い。							
	補助の公平性	奉仕団の信条は人の役に立つこと、社会に貢献できることなどで広く住民を対象としているため公平性は高い。補助の決定については、毎年度、補助金実績報告や決算書の提出を受けるなど精査している。							
	補助金額の妥当性	本年度は、豊山町赤十字奉仕団が30周年を迎え記念事業を行ったため、補助額が例年より膨らんでいるが例年予算は、会員数・活動からも適当と考える。							
	事業実施の効率性	時期に応じ、役員会や講習会等を定期的に開催しており、町の主催行事にも積極的に参加していて、会員数も年々増加の一途をたどっている。							
	事業効果	町主催の防災訓練や各地区の自主防災訓練など多くの参加者を得ている。							
総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ その他) コメント:災害時に備えた炊き出し訓練、福祉保健衛生に関する奉仕(敬老会・フェスティバル・献血協力)など参加する諸行事が多く、補助事業としての必要性は高い。ただし、補助対象事業項目について点検を行い、補助に係る予算の執行の適正化を図る。								

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ その他) コメント:一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	27					
補助金名称	町更生保護女性会補助金		事業開始年度	平成6年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線 131					
根拠法令・要綱等	豊山町更生保護女性会補助金交付要綱								
事業の目的・内容	豊山町更生保護女性会運営に必要な経費として予算の範囲内で補助する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町更生保護女性会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 会議費 11千円 事業費 73千円 研修・活動費 分担金・負担金 25千円 地区負担金 記念事業費積立金 1千円 交通費 2千円 募金・寄付金 24千円 歳末共同募金、義援金、少年補導賛助金 予備費 2千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	25				25	25	1	100.0%
	H19	25				25	25	1	100.0%
	H20	25				25	25	1	100.0%
	H21	25				25	25	1	100.0%
事業評価	対象事業の公益性	更生保護女性会は、非行や犯罪に陥った人たちが再び社会の一員として立ち直るのを助けようという志を持った方々が、地域に活動の基盤を置き、広く社会の方々に更生保護の心を伝え、地域に更生保護の土壌を創り上げる活動をしている。							
	補助の必要性	更生保護は、法務省が所管しており、その出先機関として地方更生保護委員会と保護観察所がある。更生保護女性会は、更生保護に協力するボランティア団体で、青少年の健やかな成長を願って、非行防止・健全育成並びに地域の子育て支援を関係団体と連携しながら無償で活動しているため補助事業の対象とする必要があると考えている。							
	補助の公平性	本来は、非行や犯罪を犯した人を対象としているが、青少年の非行防止や健全育成・地域の子育て支援を他のボランティア団体と連携しながら進めている。							
	補助金額の妥当性	補助金交付要綱により予算の範囲内で決定されている。金額も他の補助団体と比較しても少額である。							
	事業実施の効率性	保護司とともに非行や犯罪に陥った人の立ち直り向け施設慰問や地域における非行防止のパトロール、関係団体と連携し犯罪を犯した人の更正、青少年の健全育成を図るためのキャンペーン活動などを行っている。							
	事業効果	会員の不断に知識を求める自己研鑽やあたたかな人間愛によって非行や犯罪に陥った人たちが他の様々な支援によって多くの人たちが立ち直っている。							
総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 補助の必要性、補助金額の妥当性評価のとおり、必要性は高く妥当である。また、会員が負担する会費等の割合は総事業費の70%を占めている。								

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	28						
補助金名称	福祉用具購入助成金		事業開始年度	13年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線 134					
根拠法令・要綱等	豊山町心身障害(児)者に係る障害福祉サービス等利用者負担助成事業実施要綱								
事業の目的・内容	自立支援法に規定する補装具及び日常生活用具の購入費用に対する補助の上乗せ補助を行い、利用者負担額の一部を助成することにより、経済的負担軽減を図る。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 1箇月の利用者負担額に対して月額1万円以内。利用者負担額が1万円に満たない場合はその額。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	230				230	222	38	96.5%
	H19	218				218	173	52	79.4%
	H20	218				218	170	64	78.0%
	H21	210				210	145	58	69.0%
	H22	170				170			
事業評価	対象事業の公益性	障がい者の経済的負担の軽減を図り自立した生活を助長することにより、福祉の向上につながり公益性は高い。							
	補助の必要性	障がい者にとって車いすや補聴器などの補装具や、ストマ用装具、紙おむつなどの日常生活用具は、自立した社会生活を進める上で在宅での日常生活において必要不可欠であり、購入における負担軽減は必要である。							
	補助の公平性	障がいにかかる補装具や日常生活用具の補助であり、障がいを持つ人の福祉向上につながるものであり公平性は高い。							
	補助金額の妥当性	購入金額の1割を助成し、限度額は1万円と定めている。九割は購入者が負担していることから補助金額は妥当である。							
	事業実施の効率性	障がい者が購入後助成申請を行う。							
	事業効果	経済的負担の軽減により介護者の介護負担軽減や障がい者が自立した日常生活しやすい環境となり、事業効果は大きい。							
総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 利用者の公平な費用負担と制度の維持可能性を確保する必要から応分の費用負担の導入と上限額設定を行う。自己負担率は1/2とする。								

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおりに
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	29						
補助金名称	自動車改造費助成金		事業開始年度	18年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線 134					
根拠法令・要綱等	豊山町地域生活支援事業実施要綱								
事業の目的・内容	自立した生活の促進するもので、障がい者自身が就労、通学、通院に使用するための自動車の改造に要する費用の一部を助成する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 10万円を限度。経費が10万円未満の場合はその額。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	100	50	25		25	0	0	0.0%
	H19	100	50	25		25	0	0	0.0%
	H20	100	50	25		25	0	0	0.0%
	H21	100	50	25		25	0	0	0.0%
H22	100	50	25		25				
事業評価	対象事業の公益性	障がい者の経済的負担の軽減を図り自立した生活を助長することにより福祉の向上につながり、公益性は高い。							
	補助の必要性	障がい者にとって自動車改造費は経済的負担が大きく、自立した生活を促進するため補助は必要である。							
	補助の公平性	自動車の利用が障がい者自身であって、就労、通院、通学に限られた使用目的のため自動車を改造した者、また、免許発行条件に示される改造であること条件があり真に改造が必要な者に限られ公平性がある。							
	補助金額の妥当性	他市町の補助金額は10万円から30万円の補助であり、金額については妥当性がある。							
	事業実施の効率性	障がい者が徴収した見積書、領収書により改造費の金額を精査している。							
	事業効果	障がい者の経済低負担が軽減され、自立した生活を助長することができ事業効果は大きい。							
総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 障がい者を支援するため必要な補助である。								

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおりに
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	30						
補助金名称	精神障害者地域生活支援事業費補助金		事業開始年度	16年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線 134					
根拠法令・要綱等	豊山町精神障害者地域生活援助事業費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	地域において共同生活を営む精神障がい者に対し、食事の世話、生活の相談、指導等の援助を行う共同生活を精神障がい者グループホームを運営する事業者に対して補助金を交付することで、精神障がい者の自立生活を助長する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算: 補助基準月額20,330円(定員13人の場合)×12月								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	529				529	0	0	0.0%
	H19	529				529	0	0	0.0%
	H20	529				529	0	0	0.0%
	H21	244				244	0	0	0.0%
H22	244				244				
事業評価	対象事業の公益性	精神障がい者の自立した生活を助長し、福祉の向上につながり、公益性は高い。							
	補助の必要性	精神障がい者グループホームを運営する事業者に対して運営費の一部を補助し、経営の健全を図るため補助は必要である。							
	補助の公平性	日常生活上援助を受けないで生活することが可能で数人での共同生活を送ることに支障がなく、一定の自活能力と収入がある者が入居する場合に限定されている。							
	補助金額の妥当性	厚生労働大臣が認めた施設であり、1施設あたり算出した補助基準額により算出した額							
	事業実施の効率性	入居要件が、日常生活上援助を受けないで生活することが可能で、一定の自活能力と収入がある精神障がい者に限定されている							
	事業効果	精神障がい者の自立した生活を助長し、事業を運営する事業者の経営の安定に寄与している。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:障がい者を支援するため必要な補助である。							

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

			番号	31					
補助金名称	心身障害者福祉協会補助金		事業開始年度	昭和57年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線 134					
根拠法令・要綱等	豊山町心身障害者福祉協会補助金交付要綱								
事業の目的・内容	心身障がい者の福祉増進を図るため、豊山町心身障害者福祉協会が活動する事業に対し、補助を行う。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町心身障害者福祉協会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 負担金 37千円 会議費 14千円 事務費 105千 事業費 309千円 総会費 210千円 研修会費 368千円 雑費 20千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	600				600	600	1	100.0%
	H19	600				600	600	1	100.0%
	H20	600				600	600	1	100.0%
	H21	600				600	600	1	100.0%
事業評価	対象事業の公益性	障がいを持った者同士が親睦を図ることによって、本町の障がい福祉の増進につながり公益性は高い。							
	補助の必要性	会員の高齢化等により会員数は減少傾向にあり、会費のみでの運営が困難なため、町からの補助は必要である。							
	補助の公平性	本町の障がい福祉の一翼を担う団体であり、毎年事業報告、決算の報告を受けている。							
	補助金額の妥当性	補助金交付要綱により、予算の範囲内において決定。							
	事業実施の効率性	役員会を開催し、実施事業(スポーツ大会、研修会、役員施設慰問)の内容について協議している。							
	事業効果	障がい福祉の増進につながっている。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: スカイプールに置いている自販機の取扱いを検討した上で、事業評価を行う。また、全体予算のうち総会費用・研修費用の支出が多く、これら事業のあり方、自己負担制にするなど見直しが必要である。							

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】			番号	32					
補助金名称	児童遊園花壇設置管理費補助金		事業開始年度	14年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線 135					
根拠法令・要綱等	豊山町児童遊園花壇等設置管理費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	地域における児童遊園での自主的な環境整備を促進するとともに、地域住民の協力による環境美化など地域組織活動の育成助長を図り、もって公共施設としての児童遊園への愛着精神を高めるため、児童遊園内に花壇及び草花スペースを設置又は日常的な管理をする者に対し、その設置管理に必要な経費の一部を補助する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名： 地域活動をするグループ								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算：1㎡当り月額100円を補助する。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	40				40	6	1	15.0%
	H19	40				40	6	1	15.0%
	H20	40				40	6	1	15.0%
	H21	30				30	6	1	20.0%
	H22	30				30			
事業評価	対象事業の公益性	花壇を設置又は日常的な管理をしている地域の団体やグループに対して、事業の一部を補助するものである。活動団体の地域参加を促進するとともに、児童遊園の環境整備にもつながり、公益性は十分あるものと考えられる。							
	補助の必要性	活動団体が年間に必要な経費の約半分が、交付金でまかなわれている現状にある。活動が継続的かつ円滑に行われるためには、補助は必要と考えられる。							
	補助の公平性	現在は志水西部児童遊園を管理している老人クラブ1団体のみが交付を受けているが、この事業の効果は児童の自主・創造性のある遊び場や情操を豊かにすることができるものである。また、誰もが利用できる児童遊園の環境整備を行うことができるものであり公平性は高い。							
	補助金額の妥当性	花壇の手入れや整備を日常的に行っていることを考慮すれば、1平方メートルごとにつき月額100円という金額は妥当と思われる。							
	事業実施の効率性	地域住民による美化整備することで整備事業にとどまらず、地域組織活動の育成助長となっており、事業効果としては大きく事業の効率は高い。							
	事業効果	管理者が常駐しない児童遊園では、季節の草花を栽培することが困難であるが、地域住民が日常的に管理することによって景観が保たれる。							
総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント：住民が地域の資産を年間を通して美化整備していることは評価できる。周知不足により補助制度の申請は1グループしかなく、今後制度の周知を図り、補助利用の拡大を図る。								

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント：一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	33						
補助金名称	災害貸付金利子補給補助金		事業開始年度	平成13年度					
事業担当課	生活福祉部	福祉課	福祉・少子係	内線 131					
根拠法令・要綱等	豊山町災害援護資金利息補給金交付要綱								
事業の目的・内容	町民の生活の安定を図るため、豊山町災害弔慰金の支給等に関する条例第12条の災害援護資金の貸付を受けたものに対し、そのものが支払うべき利息相当額を補給する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名：								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 借り入れたときに作成した償還表の利息分								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	100				100	93	1	93.0%
	H19	85				85	85	1	100.0%
	H20	50				50	50	1	100.0%
	H21	26				26	17	1	65.4%
	H22	16				16			
事業評価	対象事業の公益性	町では、平成12年度の東海豪雨により被災した居住用住宅において被害を受けた者(5件)に災害援護資金を貸し付けた。							
	補助の必要性	被災者の救済及び立ち直りを支えることを目的とした貸付に対する利子補給であり、復旧をスムーズに行うための援助の必要性は高い。							
	補助の公平性	豊山町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年豊山町条例第27号)において援護資金の貸付を受けた者すべてを対象としている。							
	補助金額の妥当性	豊山町災害弔慰金の支給に関する条例第14条に災害援護金資金は、据え置き期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を3%と定めているため確定している。							
	事業実施の効率性	被災者にとって、災害後の資金援助は生活の立て直しをはかるには、必要不可欠なものであり、その償還期間は10年で、据置期間はそのうち3年と決められていて効率的に実施されている。							
	事業効果	町では、東海豪雨に関して5件の援護資金の貸付をしており、平成15年度から平成22年度までが償還期間となっている。すでに4件については終了している。							
総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:要綱制定は東海豪雨の災害による被害の甚大さ受け制度が設けられたものであり、被災を受けた者のうち5人の利用があったが、平成21年度をもって全ての者の償還が終了することから借入金の完済に伴う利子補給補助は廃止とする。								

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	37					
補助金名称	一般不妊治療費助成金		事業開始年度	平成19年度					
事業担当課	生活福祉部	保健センター	保健予防係	内線 180					
根拠法令・要綱等	一般不妊治療費補助金要綱								
事業の目的・内容	一般不妊治療費補助により経済的負担の軽減及び子の出生に寄与する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算: 婚姻関係にある夫婦で町内居住者 通算2年 一般不妊治療の補助限度額は自己負担金10万円×1/2 限度額5万円×10件								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18								
	H19	補正 500		250		250	187	5	37.4%
	H20	500		250		250	402	12	80.4%
	H21	500		250		250	208	7	41.6%
事業評価	対象事業の公益性	不妊の夫婦に対して一般不妊治療費の補助を行うことにより早期に不妊治療を開始することにより、経済的負担を軽減し、子の出生に寄与する。							
	補助の必要性	一般不妊治療の医療費を補助することにより、不妊治療の治療開始を容易にすることにより子の出生に寄与する。特定不妊治療費については県が補助を行っている。							
	補助の公平性	不妊の夫婦に対して一般不妊治療費の補助を行うことにより経済的負担を軽減する。							
	補助金額の妥当性	一般不妊治療費の半額、限度額5万円であり、一般不妊治療の平均的費用内であり妥当である。							
	事業実施の効率性	不妊治療は長期に行われるので通算2年の補助により、安心して治療の継続ができる。							
	事業効果	一般不妊治療費補助実21人の内9名(42.8%)に子の出生があり、補助の効果はある。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 不妊治療については治療開始が早期でないと治療効果が期待できない。不妊治療に対する補助をすることにより早期に不妊治療を開始し、経済的負担が軽減されており、子の出生もあり効果はあるので今後も継続する。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	38						
補助金名称	豊山町防犯協会補助金		事業開始年度	平成7年度					
事業担当課	経済建設部	建設課	環境・安全係	内線	143				
根拠法令・要綱等	豊山町防犯協会補助金交付要綱								
事業の目的・内容	町民が相互に協力し犯罪のない、住みよい町づくりを推進する事業に要する経費に対して補助を行う。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町防犯協会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助								
	人件費	200千円	街頭指導手当						
	事務費	200千円	会議費、需用費、役員費						
	事業費	961千円	啓発品・立看板等						
	予備費	20千円							
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	1,500				1,500	848	1	56.5%
	H19	1,500				1,500	867	1	57.8%
	H20	1,430				1,430	1,006	1	70.3%
	H21	1,460				1,460	1,007	1	70.0%
H22	1,380				1,380				
事業評価	対象事業の公益性	積極的に自主防犯体制を確立し、その活動を通じ明るいまちづくりに寄与することを設立の目的としている。また、事業内容についても①防犯思想の普及高揚②防犯に関する各種調査研究③青少年の指導及び育成④警察の防犯活動に対する協力⑤自主パトロール隊の支援 等であることから、公益性は高い。							
	補助の必要性	町における防犯の啓発や防犯パトロール等幅広く活動している。また、西枇杷島警察署管内の防犯協会の役員会や関連行事、県の実施する事業にも積極的に参加しているため、補助事業としての必要性は高い。							
	補助の公平性	町における防犯の啓発や防犯パトロール等幅広く活動し、その活動により全ての町民が安全・安心を享受することになるため公平性は高い。また、毎年度、補助金の決算事務において、決算書、領収書、通帳など全て精査し、定期総会で慎重に審議されている。							
	補助金額の妥当性	事業内容からも地域の安全活動に寄与し、防犯パトロールについてはボランティア(無償)で実施している。予算については、必要最低限に努め、これまで手当ての支給等必要な見直しを行っている。また、歳入歳出の差引残額については、町へ返還しており妥当性は確保されている。							
	事業実施の効率性	定期的な役員会を開催し、事業実施前に内容についての確認を行っている。予算の支出については、これまで手当ての支給など必要な見直しを行っている。また、歳入歳出の差引残額については、町へ返還しており、経費の削減と効率的な運営に努めている。							
	事業効果	県の「あいち地域安全新3か年戦略」(平成21～23年度)を受け、町においても刑法犯認知件数を減少させる取り組みを実施している。しかし、平成21年は前年比増という結果になっている。平成22年1～4月の件数は減少傾向にあるため、取り組みが即事業効果には繋がらない部分もあるが、引き続き取り組みを継続していく必要がある。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 町における防犯の啓発や防犯パトロール等幅広く活動しているため、引き続き活動を支援していく。今後は、団体活動の自主性を高める必要がある。							

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

			番号	39					
補助金名称	豊山町交通安全協会補助金		事業開始年度	昭和56年度					
事業担当課	経済建設 部	建設 課	環境・安全 係	内線 143					
根拠法令・要綱等	豊山町交通安全協会補助金交付要綱								
事業の目的・内容	町民が相互に協力し交通事故のない、住みよい町づくりを推進する事業に要する経費に対して補助を行								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町交通安全協会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 人件費 1,674千円 ゼロの日・防止デー等の街頭指導手当 事務費 397千円 会議費、災害補償費、需用費、役員費 事業費 1,575千円 啓発品・看板等、視察研修代 予備費 20千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	3,600				3,600	2,932	1	81.4%
	H19	3,600				3,600	3,221	1	89.4%
	H20	3,600				3,600	3,508	1	97.4%
	H21	3,600				3,600	3,283	1	87.9%
	H22	3,530				3,530			
事業評価	対象事業の公益性	交通死亡事故ゼロの日や交通事故防止デー(第3火曜日)の町内主要交差点での街頭指導活動、交通安全県民運動期間中における各期の街頭啓発活動を実施している。また、夏祭りや町民体育大会、エアポートビューマラソンなどの町の行事においても幅広く交通指導を実施しており、公益性は高い。							
	補助の必要性	昭和56年から、町における交通安全の啓発や交通安全指導を幅広く実施している。また、西枇杷島警察署管内の交通安全協会の役員会や行事、県の実施する事業にも積極的に参加しているため、補助事業としての必要性は高い。							
	補助の公平性	町における交通安全の啓発や交通安全指導を幅広く実施し、その活動は全ての町民が対象となるため公平性は高い。また、毎年度、補助金の決算事務において、決算書、領収書、通帳など全て精査し、定期総会で慎重に審議されている。							
	補助金額の妥当性	予算のうち人件費のウエイトが高いが、これは単純に活動回数の多さと会員数に比例するものである。一回の活動に対して1,350円を支出しているが、活動内容等を考慮すると妥当な金額である。予算の支出については、これまで手当ての支給や研修参加費の一部負担など必要な見直しを行っている。また、歳入歳出の差引残額については、町へ返還しており妥当性は確保されている。							
	事業実施の効率性	定期的な役員会を開催し、事業実施前に内容についての確認を行っている。予算の支出については、これまで手当ての支給や研修参加費の一部負担など必要な見直しを行っている。また、歳入歳出の差引残額については、町へ返還しており、経費の削減と効率的な運営に努めている。							
	事業効果	交通死亡事故5年連続ワーストワンの愛知県下において、交通安全協会の積極的な啓発活動や交通指導の効果により、過去5年間で交通死亡事故の発生については、1件のみとなっている。今後、さらに死亡事故ゼロの記録更新と交通事故件数の減少を目指していく。							
総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 町における交通安全の啓発や交通安全指導等幅広く活動しているため、引き続き活動を支援していく。今後は、団体活動の自主性を高める必要がある。								

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	40						
補助金名称	交通災害共済加入者補助金		事業開始年度	不明					
事業担当課	経済建設部	建設課	環境・安全係	内線	143				
根拠法令・要綱等	尾張市町交通災害共済組合会費(掛金)補助要綱								
事業の目的・内容	尾張市町交通災害共済組合の会費(掛金)を補助することにより、交通災害に伴う援助を図る								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 当該年度の4月1日現在、住民基本台帳又は外国人登録法により登録されている中学生以下及び70歳以上の者を対象として会費(掛金)500円を補助する。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	1,865			205	1,660	1,690	3,380	90.6%
	H19	1,795			200	1,595	1,696	3,390	94.5%
	H20	1,815			199	1,616	1,782	3,564	98.2%
	H21	1,965			202	1,763	1,853	3,705	94.3%
	H22	2,160			197	1,963			
事業評価	対象事業の公益性	交通事故の観点からの交通弱者が交通災害にあった場合の見舞金制度を補助し、援助していくという考え方から公益性は高い。							
	補助の必要性	交通弱者が交通災害にあった場合の援助という観点から補助の必要性は高い。							
	補助の公平性	中学生以下及び70歳以上を対象とし、全額補助としているため、公平性を確保しているとは言い難い。							
	補助金額の妥当性	他の市町の状況を勘案すると、補助額の削減も必要と考える。							
	事業実施の効率性	毎年、交通災害共済の補助制度についての広報掲載、対象者への会員証の送付により制度の確認と周知を行っている。							
	事業効果	交通災害にあった場合の援助であるので、事業効果としての判断はしづらいつと考えるが、平成21年度中43件の申請中22件が補助対象者からの申請であった。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (<u>縮小</u>) ・ 休止 ・ <u>要綱改正</u> ・ その他) コメント: 交通事故の観点からの交通弱者が交通災害にあった場合の見舞金制度を補助し、援助していくという考え方から継続していく。しかし、自己負担も必要なため、1/2補助とする。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (<u>縮小</u>) ・ 休止 ・ <u>要綱改正</u> ・ その他) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	41						
補助金名称	資源収集奨励金		事業開始年度	平成15年度					
事業担当課	経済建設部	建設課	環境・安全係	内線 142					
根拠法令・要綱等	資源分別収集奨励金交付要綱・団体資源分別収集奨励金交付要綱								
事業の目的・内容	リサイクルの推進を目的として、地区及び団体に対して補助を行う。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 交付団体名: 地区及び営利を目的としない住民団体								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 資源分別収集奨励金事業 基礎額12,000円/月+収集量1kg当たり5円+資源売上金(時価) 団体資源分別収集奨励金事業 基礎額4,000円/月+収集量1kg当たり5円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	10,226			2,679	7,547	9,219	59	90.2%
	H19	10,531			3,105	7,426	9,681	52	91.9%
	H20	11,085			3,688	7,397	10,343	52	93.3%
	H21	12,606			2,128	10,478	9,027	58	71.6%
事業評価	対象事業の公益性	毎月第2・第4週(容器包装)及び毎月第3週(紙資源)に各地区で実施するリサイクルに対する補助と、各種団体が実施するリサイクルに対する補助事業であり、ほぼ全ての住民がリサイクルに関わっているため公益性は高いと判断する。							
	補助の必要性	本事業奨励金はリサイクルの実績(収集量)に応じて奨励金が支払われることと、この奨励金を地区(団体)の活動費に充てているため、本事業の必要性は高い。							
	補助の公平性	本事業の受益者は地区及び団体であるため、公平性は高いといえる。また、補助額についても、各地区及び団体に対し、交付決定を行いその内訳(算定式)を示している。							
	補助金額の妥当性	平成20年度に廃棄物減量等推進連絡員制度を廃止し、地区への補助額の見直しを図っている。(1地区当たり29千円～58千円の減額を行った。)							
	事業実施の効率性	毎年度当初に資源の買取単価について、買取業者から見積もりを徴収し、単価契約を締結している。また、地区への奨励金は、4か月ごとに支払うため、経費の節約を行っている。							
	事業効果	町民のリサイクル(環境)への関心は、年々増加しており、事業効果は高いと考える。							
総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 平成20年度に廃棄物減量等推進員制度を廃止し、その業務を地区へ移管した。これにより、地区での分別収集が徹底され事業の効率性が高くなった。								

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおりに
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	42						
補助金名称	生ごみ減量奨励補助金		事業開始年度 平成7年度(堆肥化容器)、 平成16年度(生ごみ処理機)						
事業担当課	経済建設部	建設課	環境・安全係 内線 143						
根拠法令・要綱等	生ごみ減量奨励補助金								
事業の目的・内容	家庭から出る生ごみの自家処理を図り、ごみの減量化及び再資源化を普及啓発するため、生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器の購入に対する補助金を交付する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 ○生ごみ堆肥化容器設置補助金 予算額:5,000円*3基=15,000円 1. 容器購入金額の2分の1とし、1基5,000円を限度とする。 2. 1世帯につき2基までとする。 ○家庭用生ごみ処理機購入補助金 予算額:30,000円*5基=150,000円 1. 処理機の購入価格の2分の1とし、30,000円を限度とする。 2. 1世帯につき1基とする。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)	実績					
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	460				460	256	13(4+9)	55.7%
	H19	375				375	173	8(1+7)	46.1%
	H20	375				375	176	20(16+4)	46.9%
	H21	375				375	116	16(13+3)	30.9%
事業評価	対象事業の公益性	購入に対する補助を行なうことにより、家庭から出る生ごみを減らし、町全体のごみの減量化に繋がっていくという考え方から事業が実施されているため公益性は高い。							
	補助の必要性	ごみ減量は、住民一人ひとりが身近なところから実践していくことが大切である。町としてはごみの減量化と再資源化を普及啓発するためにも、住民が購入しやすい補助制度を設ける必要がある。							
	補助の公平性	購入すれば誰もが補助を受けることが出来るため、公平性は確保されている。							
	補助金額の妥当性	購入価格を勘案すると補助金額は妥当である。							
	事業実施の効率性	申請手続きも簡易であり、ごみ減量に貢献できることから事業実施の効率性は高いと考える。							
	事業効果	各家庭で出来る身近なごみ減量に対する取り組みであるため、事業効果は高いと考える。							
総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:ごみ減量は、住民一人ひとりが身近なところから実践していくことが大切であるため、継続していく。しかし、今後、は奨励補助金という趣旨から一定程度の期限を検討する必要がある。								

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	43						
補助金名称	浄化槽設置補助金		事業開始年度	平成元年度					
事業担当課	経済建設部	建設課	環境・安全係	内線 142					
根拠法令・要綱等	豊山町浄化槽設置整備事業補助金支給要綱								
事業の目的・内容	住民が設置する合併処理浄化槽に対し補助を行う。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算:5人槽 220千円、7人槽270千円、10人槽360千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	17,673	4,345	2,269		11,059	17,166	40	97.1%
	H19	17,673	3,425	1,402		12,846	10,920	28	61.8%
	H20	8,670	1,781	1,158		5,731	8,010	32	92.4%
	H21	7,830	900	725		6,205	5,510	23	70.4%
	H22	5,400	450	1080		3,870			
事業評価	対象事業の公益性	河川の水質が問題となっている近年、台所、風呂、トイレから排水される生活排水が処理できる合併処理浄化槽を設置することにより、健康で快適な生活環境の向上を図ることができる。							
	補助の必要性	本事業は、高価な合併式浄化槽を設置する際に、その費用の一部を補助することにより、住民の費用負担の軽減を図るものであるため、必要性は高いと考える。							
	補助の公平性	下水道認可区域以外で新たに合併処理浄化槽を設置する者に対して補助を実施するため、公平性は高い。							
	補助金額の妥当性	近隣市町の補助額の実態に合わせ、同程度としている。							
	事業実施の効率性	申請の都度、交付決定を行い、設置時の立会い、竣工検査を行い、補助額を交付している。また、国、県に対し適時に交付申請、実績報告を行い、交付金(補助金)を交付してもらっている。							
	事業効果	下水道の整備に伴い、年々事業対象区域が減少しているが、受益者にとっては補助の恩恵が大きい。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:浄化槽の設置には高額な設置費が必要となる。補助制度による受益者への恩恵は大きいため、引き続き継続していく。							

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	44						
補助金名称	太陽光発電システム設置費補助金		事業開始年度 平成16年度						
事業担当課	経済建設部	建設課	環境・安全係 内線 142						
根拠法令・要綱等	太陽光発電システム設置費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化防止に寄与するとともに町民の環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システムを設置する町民に対し補助金を交付する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 1kWあたり5万円、上限4kW20万円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)	実績					
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	2,000		98		1,902	2,000	6	100.0%
	H19	2,000		86		1,914	1,749	5	87.5%
	H20	2,000		113		1,887	1,177	7	58.9%
	H21	2,000		221		1,779	2,271	14	113.6%
事業評価	対象事業の公益性	住民が太陽光発電システムを設置することにより、温室効果ガスの発生を抑制し、地球温暖化防止に寄与するとともに、町民の環境保全意識の高揚が図られる。また、余剰電力は電力会社に売電することで、電力社会にも貢献している。							
	補助の必要性	高価な太陽光発電システムの補助を行うことにより、普及を図り、地球温暖化防止に寄与する。国の補助制度は、平成16年度に創設されたが2年後に廃止し、平成20年度に復活した。現在も、1キロワット当たり65万円程の設置費がかかる。							
	補助の公平性	太陽光発電システムを設置する者全てに対し補助を行うため、公平性は高い。							
	補助金額の妥当性	国の補助額は1キロワット当たり7万円となっている。町の補助額は平成19年度に1キロワットあたり10万円から5万円に見直した。							
	事業実施の効率性	申請の都度、交付決定、竣工検査を行い、補助金を交付している。また、県に対し適時に交付申請、実績報告を行い、交付金(補助金)を交付してもらっている。							
	事業効果	国と町の補助金を合わせると1キロワットあたり12万円の補助が受けられ、また、新たな余剰電力の買取制度もあり、住民にとっては、太陽光発電システムを導入しやすい状況になっているが、それでも設置には数百万円かかる。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 高額な太陽光発電システムの設置費の一部を補助するため、受益者には補助の恩恵は大きい。地球温暖化防止に貢献する自然エネルギー促進の施策として、国の補助制度や新たな余剰電力の買取制度など、国を中心に設置を支援しており、世間の注目度も高い。							

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおりに
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	45					
補助金名称	ふれあい農園事業補助金		事業開始年度	平成4年度					
事業担当課	経済建設部	建設課 課	土木・農政係	内線 213					
根拠法令・要綱等	豊山町民農園補助金交付要綱								
事業の目的・内容	町民が余暇を利用して、土に親しみ、花や野菜を栽培することを通じて、生きがいを感じ、豊かな情操を養い、健康増進を図るため、農園開設者に対し補助金を交付する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 豊山町児童遊園土地賃借料の平米単価(2,000円)の2分の1に当該農園面積を乗じて得た額。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	2,590				2,590	2,590	3	100.0%
	H19	2,590				2,590	2,590	3	100.0%
	H20	2,590				2,590	2,590	3	100.0%
	H21	2,590				2,590	2,590	3	100.0%
	H22	2,590				2,590			
事業評価	対象事業の公益性	都市近郊の豊山町では個人で土とふれあうための農地を確保することは、非常に困難であり、町が何らかの支援をすることの公益性は高い。							
	補助の必要性	これまで農園開設者(=地主)に対する補助事業として、実施してきたが、実質的には、農園用地の賃借料であるため、他自治体の運営方式を参考にし、見直しをする必要がある。							
	補助の公平性	これまで補助事業として実施してきたが、実態は農園用地の土地所有者に対する賃借料と言えるため、補助事業であることの必然性がない。							
	補助金額の妥当性	補助金制度から貸付制度に改める方向で事業を見直す必要がある。							
	事業実施の効率性	上記のとおり、運営方式を改める必要がある。							
	事業効果	更新時に実施した聞き取り調査によると「満足」、「生きがいを感じる」、「農園を更に充実してほしい」など肯定的な意見がほとんどであり、事業自体の効果は認められるが、上記のとおり運営方式を改める必要がある。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 他の自治体の運営方式を参考に補助制度から貸付制度に改正する。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	46						
補助金名称	緑の少年団活動費補助金		事業開始年度	15年度					
事業担当課	経済建設部	建設課 課	土木・農政係	内線 213					
根拠法令・要綱等	豊山町みどりの少年団活動費助成金交付要綱								
事業の目的・内容	子供たちが、自然の中での学習活動や地域の社会奉仕活動、レクリエーション活動を通じて、自然、人、地域社会を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的として、子供たちの自主的な団体である豊山町みどりの少年団の活動に要する経費に対して補助を行う。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町みどりの少年団								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 豊山町みどりの少年団の活動費に対し、年間30万円の定額補助を行っている。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	300				300	300	1	100.0%
	H19	300				300	300	1	100.0%
	H20	300				300	300	1	100.0%
	H21	300				300	300	1	100.0%
	H22	300				300			
事業評価	対象事業の公益性	子供たちの自主的な活動により道路や学校、公園などに花を植えたり、町が主催する環境フェスティバルでは、緑の募金を積極的に呼び掛ける活動などを行っており、その公益性は極めて高いと言える。							
	補助の必要性	豊山町内は森林や、里山などの自然に恵まれているとは言えない状況の中、次代を担う子供たちに緑とふれあい、緑について考え、社会奉仕活動等に自主的に参加する機会を提供する本事業の必要性は非常に高いと言える。							
	補助の公平性	町内3つの小学校からそれぞれ自主的な意欲のある子供たち40人により少年団は構成されており、実績報告書等を精査し適正な執行を確認している。							
	補助金額の妥当性	30万円の活動費は、3つの小学校40人の活動費として、消耗品や花の種、交流会や学習会への参加費や旅費に充てられており、年間を通した活動費としては妥当なものと言える。							
	事業実施の効率性	団の運営は、顧問の先生による指導を受けながら自主的に行われ、奉仕活動や花壇の手入れ等の学習活動で行われており、効率性は高い。							
	事業効果	地域の緑化活動、県内他校との交流や学習会などを通じて、緑とふれあう喜びや緑の大切さを学び、毎年11月に行う環境フェスティバルでは代表の子供たちが積極的に明るく楽しく活動する姿が見られ、事業の効果は非常に高いと感じられる。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: みどりや里山などの自然とのふれあいは、余暇の拡大や環境意識の向上等とあいまって関心が高まっている。今年は地元愛知県でCOP10が開催されるなど、次代を担う子供たちの豊かな人間性を養うための本事業の重要性はますます高まっていくものと思われる。							

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	47						
補助金名称	農業改良事業補助金		事業開始年度	平成15年度					
事業担当課	経済建設部	建設課	土木・農政係	内線 212					
根拠法令・要綱等	豊山町農業振興対策事業補助金交付要綱								
事業の目的・内容	種子更新推進事業の効果を促進させることで、良質米を生産し農家の安定経営を図る。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 交付団体名: 尾張中央農協								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算:前年度の種子更新推進事業実施報告書並びに収支予算書を精査し、その金額の10分の8以内を算出している。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	160				160	160	2	100.0%
	H19	160				160	160	2	100.0%
	H20	160				160	87	1	54.4%
	H21	87				87	87	1	100.0%
H22	87				87				
事業評価	対象事業の公益性	種子更新事業を推進させることにより、良質米を生産することが出来るとともに農家の所得安定を確保することが出来る。それにより新規就農者の確保等新たな担い手の育成に繋がり農業振興に寄与しているが、近年種子を農協から購入する農家が減少しているため公益性は少ないと考える。							
	補助の必要性	本町の農業は稲作が中心であり、農家の講習会への関心も高く、農業指導に対しても熱心であるが、種子更新事業は成果をあげているため、補助の必要性は少ないと考える。							
	補助の公平性	補助金の交付にあたっては、毎年度事業計画を精査し、収支予算書及び収支決算書などで補助金の適正な執行を確認しているが、青山地区は平成20年度以降補助金申請を実施しておらず、現在は豊場地区のみとなっているため公平性は少ないと考える。							
	補助金額の妥当性	良質米を生産するためには、種子更新は必要なものであるが、あいちのかおりはすでに90%以上の作付け率となっていることから種子更新事業として補助の妥当性は少ないと考える。							
	事業実施の効率性	地域に適した水稻品種の作付けや栽培技術の向上を目的としているが、事業内容が講習会や営農相談の実施が中心を占めており、その参加状況あまり芳しくないため、効率的な事業実施はされていないと考える。							
	事業効果	「あいちのかおり」という愛知県独特の品種の普及のため、稲作講習会や営農相談等で普及拡大に努めてきた結果、一段と定着化が進み90%以上の作付け率となり、種子更新率も向上し安定した品質のよい米が栽培されているため一定の事業効果はすでに得られていると認識している。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:米の計画的生産が推進されているなかで、売れる米づくりを目指し、種子更新による上位等級比率の向上等品質向上を推進し、良質米を生産することは町農業振興策として必要であるが、種子更新事業として成果は充分にあがっており、これ以上の事業の継続は不要であると考えため事業を廃止する。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	48						
補助金名称	地域農業団体活動補助金		事業開始年度	不明					
事業担当課	経済建設 部	建設 課	土木・農政 係	内線					
根拠法令・要綱等	豊山町農業振興対策事業費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	農業者の組織する団体等が農業振興対策の達成のために助成するものである。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 実行組合								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 1団体15,000円を補助する。 平成21年度予算額 225千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	225				225	225	15	100.0%
	H19	225				225	225	15	100.0%
	H20	225				225	225	15	100.0%
	H21	225				225	225	15	100.0%
事業評価	対象事業の公益性	地域農業団体活動補助金要綱により実施し、農業振興に努めている。							
	補助の必要性	農業従事者が安心して農作業に取り組めるように情報を共有化しながら農業用水の堰や枵などの維持管理を行なっている。							
	補助の公平性	地域農業団体活動補助金要綱により各実行組合に補助を行い、各実行組合ごとにあった農業振興策に努めている。							
	補助金額の妥当性	各実行組合への補助額は15,000円であり、その中で農業用水の維持管理や営農相談などの処理を行なっている。							
	事業実施の効率性	各実行組合ごとに補助し、実行組合ごとに事業の効率性に努めている。							
	事業効果	農業者による農業を活かしたまちづくり活動を求めながら、農業従事者が安心して農作業に取り組めるように環境を整備する。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 農業従事者の高齢化や後継者不足により農地や農家数は減少傾向にあります。更なる農業従事者にとって魅力とやりがいのある農業振興策に努める必要がある。							

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	49					
補助金名称	水稻病虫害防除事業補助金		事業開始年度	平成15年度					
事業担当課	経済建設部	建設課	土木・農政係	内線 212					
根拠法令・要綱等	豊山町農業振興対策事業費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	水稻の病虫害防除作業労力を軽減し、農家の経営安定化をはかる。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 交付団体名: 尾張中央農協、西春日井農協								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算:前年度の水稲病虫害防除事業実施報告書並びに収支予算書を精査し、その金額の10分の3以内を算出している。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	344				344	314	2	91.4%
	H19	351				351	305	2	86.9%
	H20	351				351	307	2	87.5%
	H21	308				308	307	2	99.7%
事業評価	対象事業の公益性	農作物の病虫害の適切な防除指導は、農産物の安定供給を図るために重要であり、良質米を生産するうえで本町農業に寄与するものである。それにより新規就農者の確保等新たな担い手の育成に繋がり農業振興に公益性があると認められる。							
	補助の必要性	農作物の多目的化や栽培方法の多様化により、発生病虫害も多様化しており、農産物の安定供給を図る上で、必要性は増している。							
	補助の公平性	全農業者の30%程度が参加しており、補助金の交付にあたっては、毎年度事業計画を精査し、収支予算書及び収支決算書などで補助金の適正な執行を確認している。							
	補助金額の妥当性	良質米を生産するためには、病虫害の防除は水稻耕作には有益であるため、補助金額は妥当である。							
	事業実施の効率性	農協が取りまとめることによって、町内すべてに浸透させることが容易であり、さらに病虫害防除を育苗期に実施することにより、稲作初期、中期殺虫、殺菌剤の散布の省力化が図られ、品質や収量の向上が図られる。							
	事業効果	当該事業に用いる薬剤は、環境にやさしい徐放性剤であるDr. オリゼプリンス粒剤は投与回数を減少させ、薬効を持続させたり、副作用または毒性の発現を低減させることができる等、有効性や安全性上の利点も多いので、効率・効果的である。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 農作物の安定生産のために、病虫害の防除は欠くことのできないことであるため、引き続き事業を執行する。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	50					
補助金名称	水田農業構造改革対策推進事業負担金		事業開始年度	平成10年度					
事業担当課	経済建設部	建設課	土木・農政係	内線 215					
根拠法令・要綱等	豊山町水田農業構造改革対策事業助成金交付要綱								
事業の目的・内容	水田利用の高度化及び水田農業の生産性を図るとともに、米の計画的な生産並びに品質面も含め、需要の動向に即した農作物の生産を農業者が主体的に推進するために助成する								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他 交付団体名: 実行組合、実施農家								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 1実行組合あたり 10,000円 水田農業構造改革実施面積1平方メートルあたり 1円 10アールあたり 26,000円 平成21年度予算額 3,262千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	3,480				3,480	3,255	15	93.5%
	H19	3,270				3,270	2,960	15	90.5%
	H20	3,262				3,262	2,656	15	81.4%
	H21	3,235				3,235	2,305	15	71.3%
事業評価	対象事業の公益性	米価の安定を図るため農家を対象に国策による生産調整を実施し、全農家の70%が参加する公益性が高い事業となっている。							
	補助の必要性	国策による米の生産数量を調整し、米の安定した価格を守る事業を実施している。そのことにより農家には損失が生じる。そのための損失補てんであり、農家の生活の安定を維持するうえで必要である。							
	補助の公平性	豊山町水田農業構造改革対策事業助成金交付要綱に基づき助成。各実行組合を通じて、調整面積を現地調査し、1実行組合10,000円、水田農業構造改革実施面積1平方メートル当り1円、それと農業者に対して10アール当り1律26,000円を助成。全農家の7割以上が参加している。							
	補助金額の妥当性	国策による米の生産調整を実施。事業完了後には実績報告書の提出を行なっている。							
	事業実施の効率性	各実行組合を通じて、調整面積を現地調査し、1実行組合10,000円、水田農業構造改革実施面積1平方メートル当り1円、それと農業者に対して10アール当り1律26,000円を助成。							
	事業効果	国の政策により安定した米価を設定するため米の生産調整に全農家の70パーセントが参加している。高い水準で全国的にも実施されており米の安定した価格が維持することができている。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 主食である米の需給調整や価格の安定、需要に即した農作物の生産を農業者が主体となつて行なえるよう当該事業を引き続き実施することが必要である。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	51						
補助金名称	水洗便所改造資金利子補給補助金		事業開始年度	平成20年度					
事業担当課	経済建設部	都市計画課	下水道係	内線					
事業開始年度	225								
根拠法令・要綱等	水洗便所改造等資金融資あっせん及び利子補給に関する規則・下水道法								
事業の目的・内容	下水道の普及促進を目的に、町のあっせんを受けて金融機関から下水道へ接続する工事費(排水設備工事費)の融資を受けた場合に、その融資金の利子分を金融機関へ支払う。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算:規則上の限度額100万円を償還限度回数60回で償還すると見込み、年間10件を見込んだ。金融機関へ支払う利子相当額の金利については、町と金融機関との契約で「財務省財政融資資金貸付金利の固定金利貸付における半年賦元利均等償還貸付期間29年超30年以内の貸付利率」を適用することになっているため、平成21年10月発表の利率1.9%で計算した。 1年間利子9,900円×10件=99,000円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	—					—	—	—
	H19	—					—	—	—
	H20	136				136	0	0	0.0%
	H21	109				109	8	3	7.3%
H22	99				99				
事業評価	対象事業の公益性	下水道は生活環境の向上と水路や河川の汚濁防止を目的とした施設だが、各家庭、事業所が接続しないとその効果を発揮することが出来ない。接続の際に支障となる工事資金をあっせんし、利子を補給することで普及促進を図ることは、周辺環境を向上させるため、公益性は高い。							
	補助の必要性	下水道への接続工事費は高額であるため、一度に工事費を負担することが出来ない者の負担軽減を図ることで早期接続を促進するためにも必要である。また下水道法第11条の3第5項において、市町村は接続工事をする際に必要な資金のあっせんに努めることと規定されている。							
	補助の公平性	補助金の性質上、下水道供用区域内の町民・事業所が対象であり、全町民・事業所が対象ではない。また接続工事費を自己資金のみで行える者については対象外など条件があるため、希望者全てが補助を受けられる制度とはなっていないが、希望者ごとに補給する利子を差別せず、全てを補給するため、公平性はあると考える。							
	補助金額の妥当性	町が金融機関に補填する利子分の利率は金融機関と協議して、町の負担が重くならないよう最低の利率で契約しているため、補助金額としては妥当と考える。							
	事業実施の効率性	町が金融機関に補填する利子分の支払いを、金融機関との協議により年2回としているため、効率的に補助金を執行している。							
	事業効果	平成20年度より新規事業として開始した。平成20年度は利用者がなかったが、平成21年度は3件の利用があった。制度が認知されつつあり、利用者が増加傾向にある。少数ではあるが、この制度を利用したことにより下水道への接続につながっており、効果はあると考える。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:下水道は利用しないと価値のない施設となるため、早期接続に向けた普及促進が不可欠である。この事業は接続工事費を負担することが困難な者の負担軽減を図っており、普及促進のためにも継続が必要と考える。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

番号	52
----	----

補助金名称	浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金	事業開始年度	平成20年度						
事業担当課	経済建設部 都市計画課 下水道係	内線	225						
根拠法令・要綱等	浄化槽転用雨水貯留施設設置補助金交付要綱								
事業の目的・内容	降雨時の雨水流出抑制を目的に、下水道に接続する際に不要となる浄化槽を雨水貯留施設へ転用した場合、工事費の一部を補助する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 補助限度額あり 積算:補助額は転用工事費の4/5(上限10人槽まで250,000円、その後は1人槽増えるごとに1,000円増額)。下水道接続見込件数220件の約5%である10件の申請を見込んだ。補助額は前年度の転用工事費の実績が350,000円程度であったため、限度額の250,000円で見込んだ。 10件×250,000円=2,500,000円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	—					—	—	—
	H19	—					—	—	—
	H20	3,400				3,400	2,000	8	58.8%
	H21	2,500				2,500	2,500	10	100.0%
H22	2,500				2,500				
事業評価	対象事業の公益性	本町では降雨時の雨水流出抑制を目的に、役場を始めほぼ全ての公共施設の地下等に雨水貯留施設を設けており、公共用地内に同様の施設を設置する余地はない。そのため本事業は民間の敷地内に貯留施設を設けて雨水流出抑制を図る制度であり、公益性は高いと考える。							
	補助の必要性	浄化槽を雨水貯留施設に改造する工事費は高額であるため、貯留施設の設置を促進するために工事費の一部を補助することは必要と考える。							
	補助の公平性	補助金の性質上、下水道供用区域内で浄化槽を設置している町民・事業所が対象であり、全町民・事業所が対象ではない。また予算額は10件見込んでいるが、平成21年度・22年度では5月中に全て執行しており、希望者が制度を利用できない状況にあるが、雨水流出抑制を目的とする工事は同一内容であるため、補助内容については公平性はあると考える。							
	補助金額の妥当性	一般的な合併浄化槽を転用した場合、貯留量は約3㎡となる。町が3㎡を貯留施設を設置すると、1坪(3.3㎡×深さ1m)程度の用地購入が必要のため、250,000円以上の費用が必要となる。民間の施設を利用することで町の支出額を抑えられるため、補助金額としては妥当と考える。ただし補助額が工事費に基づいて算出されるため、転用する浄化槽の種別が単独浄化槽(貯留量約1㎡)、合併浄化槽(貯留量約3㎡)とも補助額が同じであるなど、貯留効果に見合った補助額になっていない問題点が生じている。							
	事業実施の効率性	下水道への接続をする際に不要となる浄化槽を再利用するため、新たな設備を最小限設置するだけで雨水貯留施設を設置できるため、効率性があると考え。							
	事業効果	公共施設内に貯留施設を設置する経費よりも安価に貯留施設を設置できるため、雨水流出抑制を図るための本事業の効果は高いと考える。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・ 要綱改正 ・その他) コメント:補助金額の妥当性について、貯留量の小さいものは補助対象外とする等、貯留量に応じた補助金の交付を検討する。事業としては雨水流出を抑制し、浸水被害に強い街づくりを目指すためにも必要と考える。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・ 要綱改正 ・その他) コメント:一次評価のとおりに
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	53						
補助金名称	中小企業振興融資補助金		事業開始年度	昭和56年度					
事業担当課	経済建設部	都市計画課	地域振興係	内線 223					
根拠法令・要綱等	豊山町中小企業振興融資補助金交付要綱								
事業の目的・内容	豊山町の中小企業振興育成対策の一環として、愛知県商工業振興資金融資制度要綱に基づき、中小企業者が融資を受ける場合に必要な信用保証料の一部を補助し、又は株式会社日本政策金融公庫法による小規模事業者経営改善資金融資制度要綱に基づき、中小企業者が融資を受ける場合に必要な利子の一部を補助する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算: 信用保証料補助金 189,600円×75件=14,220,000円 利子補給補助金 1,200,000円×0.2=240,000円 平成22年度予算額 14,460千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	15,125			1,684	13,441	17,864	100	118.1%
	H19	17,868			1,980	15,888	14,215	93	79.6%
	H20	17,760			1,670	16,090	8,132	74	45.8%
	H21	16,065			1,715	14,350	10,714	62	66.7%
事業評価	対象事業の公益性	中小企業が金融機関から融資を受ける際に、愛知県信用保証協会が保証人となり融資を受けやすくするよう信用保証制度がある。保証を受ける際に必要な信用保証料を補助し、または日本政策金融公庫で融資を受けた際の利子について補助し、中小企業の負担軽減を図ることにより、町内の中小企業の事業の活性化を促すことができるため、公益性が高い。							
	補助の必要性	本事業により、中小企業は事業に必要な資金の融資を受ける際の保証料や利子の負担を軽減することができる。中小企業を支援することにより、町の経済を活性化できるため、必要性は高い。							
	補助の公平性	本事業は、町内で事業を営む中小企業が商工業振興資金融資や小規模事業者経営改善資金を受けるときに利用できるため、公平性は高い。							
	補助金額の妥当性	融資金額が1000万円以下の場合には100%補助をしている。補助額が公平になるよう、1000万円以上の場合には段階的に補助率を下げ、2000万円以上の場合には50%を補助している。繰上げ返済をした場合は、信用保証協会から保証料が清算されて返還されるため、その場合は当初の補助率を乗じて町に返還をしてもらっている。							
	事業実施の効率性	補助金及び利子補給の申請にあたっては、指定金融機関及び商工会を通じて申請書類を提出するため、効率的に補助をすることができる。							
	事業効果	補助があることにより、中小企業が融資を受ける際の負担が軽減されている。中小企業の事業が活性化することにより、町経済の活性化を促進することができる。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 景気が持ち直してきている中、中小企業の先行きには慎重な見方が続いている。補助により中小企業が融資制度を利用しやすくなり、事業を活性化することができるため、町経済の活性化にもつながる。H18年度100件、H19年度93件の利用があり、H20年度からはセーフティーネット資金の要件緩和があり、一時的に利用者が減少したが、セーフティーネット資金の利用が一巡したため、今後はまた商工業振興資金の利用が伸びることが予想される。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

番号	54
----	----

補助金名称	経営改善普及事業費補助金		事業開始年度	昭和52年度					
事業担当課	経済建設部	都市計画課	地域振興係	内線 223					
根拠法令・要綱等	豊山町商工業振興事業費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	豊山町の小規模事業者のための事業活動を促進するとともに地域商工業の発展を図るため商工会が行う事業の経費に対し、補助金を交付することにより、地域商工業の振興と安定に寄与することを目的とする。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名： 豊山町商工会								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算：商工会が、当該年度の愛知県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に従い補助金の交付を受けた対象事業に要する経費で、県補助金額の50%以内								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	12,750				12,750	12,027	1	94.3%
	H19	12,750				12,750	10,449	1	90.0%
	H20	12,750				12,750	11,383	1	89.3%
	H21	12,750				12,750	11,700	1	91.8%
事業評価	対象事業の公益性	景気が持ち直してきている中、中小企業の先行きには慎重な見方が続いている。商工会は地域に密着した総合経済団体として地域貢献活動を通じ、地域の発展を目指しており、商工会を支援することは町経済の活性化を促すことにつながるため、公益性が高い。							
	補助の必要性	経営指導員による相談・指導や講習会、記帳指導などの会員サービスを実施することにより、中小企業の経営を改善し、良好に保つことができるため、補助事業としての必要性は高い。							
	補助の公平性	本事業の受益者は商工会であるが、商工会を通じて町経済の活性化を促すことは町全体の利益であり、公平性がある。							
	補助金額の妥当性	愛知県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱に従い補助金の交付を受けた対象事業に要する経費について、県補助金額の50%以内の額を補助している。ただし大部分が人件費であるため、毎年同じ事業を行うだけではなく、事業内容の更なる充実が必要であると考えます。							
	事業実施の効率性	21年度は経営指導員による巡回指導266回、窓口指導276回を実施しており、記帳継続指導についても1,566回実施している。会員数615に対し積極的な指導を実施しており、効率性があると考えます。							
	事業効果	経営指導員による相談・指導や講習会、記帳指導などを実施し、中小企業の経営改善を積極的に推進しているため、中小企業及び町経済の活性化に効果がある。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント：商工会の指導により、中小企業の経営改善が期待できる。さらに、商工会の支援を通じて町の経済の活性化を促すことができる。今後も町の経済団体としてリーダー的役割を担う商工会を支援することが必要である。ただし、県補助金の交付を受けた事業に要する経費について、県補助金額の50%以内の額を町が補助しているため、毎年同じ事業を行うだけではなく、事業内容の更なる充実が必要であると考えます。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント：一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	55						
補助金名称	経営改善普及管理事業費補助金		事業開始年度	平成15年度					
事業担当課	経済建設部	都市計画課	地域振興係	内線 223					
根拠法令・要綱等	豊山町商工業振興事業費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	豊山町の小規模事業者のための事業活動を促進するとともに地域商工業の発展を図るため商工会が行う事業の経費に対し、補助金を交付することにより、地域商工業の振興と安定に寄与することを目的とする。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町商工会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 商工会の組織運営等に係る経費で、愛知県小規模事業経営支援事業費補助金の交付対象外事業に要する経費のうち、町長が必要と認める経費の40%以内								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	1,500				1,500	1,500	1	100.0%
	H19	1,500				1,500	1,500	1	100.0%
	H20	1,500				1,500	1,500	1	100.0%
	H21	1,500				1,500	1,500	1	100.0%
事業評価	対象事業の公益性	景気が持ち直してきている中、中小企業の先行きには慎重な見方が続いている。商工会は地域に密着した総合経済団体として地域貢献活動を通じ、地域の発展を目指しており、商工会を支援することは町経済の活性化を促すことにつながるため、公益性が高い。							
	補助の必要性	県補助の対象にならない人件費(地域手当、時間外勤務手当)や事務費等を本補助金で補助することにより、商工会は経営改善普及事業以外の事業についても円滑に実施することができる。しかし、県補助金と経営改善普及事業費補助金に加え、さらに本補助金で人件費の殆どが補助されており、商工会の自主財源確保の努力が不足しているといえる。そのため、本補助金の必要性については検討すべきである。							
	補助の公平性	本事業の受益者は商工会であるが、商工会を通じて町経済の活性化を促すことは町全体の利益であり、公平性がある。							
	補助金額の妥当性	県の補助対象になる人件費は、直接会員の指導にあたった分のみであり、その他の事務や会議などでの超勤分や旅費、調整手当などは対象外であるため、本補助金で補助している。しかし県補助金の対象外経費が町の補助金対象となっており、現状では事務費や負担金等も含まれているため、対象を人件費に限定する必要がある。また、地域手当については、町の基準(3%)を超えている部分を補助対象とすることは妥当性に欠ける。							
	事業実施の効率性	県補助金の対象にならない人件費等を補助することにより、商工会は活動を円滑に実施することができる。しかし、県補助金と経営改善普及事業費補助金に加え、さらに本補助金で人件費の殆どが補助されているため、商工会の自主財源確保の努力が必要である。また、本補助金の補助対象経費には人件費以外の管理費等も含まれているため、効率性を良くするために対象を人件費に限定することが必要である。							
	事業効果	商工会は、経営改善事業の他に産業まつりや町夏まつりへの協賛などの地域総合振興事業や、朝市、桜まつり等の地域に密着した事業も実施しており、広く町民にも認知されている。県補助金の対象にならない人件費等を補助することにより、商工会は活動を円滑に実施することができるため、補助の効果はある。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 商工会の指導により、中小企業の経営改善が期待できる。また、商工会の支援を通じて町の経済の活性化を促すことができる。平成15年度から人件費の不足を補うために本補助金制度を導入したが、本来であれば自主財源の確保が必要であり、その点において商工会の努力が足りないと言える。また、現状では人件費以外の管理費等についても補助対象経費に含まれているため、対象を人件費に限定する必要がある。さらに、地域手当の町基準(3%)を超えた分については補助対象にしないよう見直す必要がある。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	56						
補助金名称	産業まつり事業費補助金		事業開始年度	平成7年度					
事業担当課	経済建設部	都市計画課	地域振興係	内線 223					
根拠法令・要綱等	豊山町商工業振興事業費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	豊山町の小規模事業者のための事業活動を促進するとともに地域商工業の発展を図るため商工会が行う事業の経費に対し、補助金を交付することにより、地域商工業の振興と安定に寄与することを目的とする。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町商工会								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 定率補助 積算: 事業に要する経費で、町長が必要と認める経費の50%以内								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	1,500				1,500	1,500	1	100.0%
	H19	1,500				1,500	1,500	1	100.0%
	H20	1,500				1,500	1,500	1	100.0%
	H21	1,500				1,500	1,500	1	100.0%
H22	1,500				1,500				
事業評価	対象事業の公益性	町民に地域産業を紹介し商工会活動への理解を深めてもらうことにより、産業の発展と振興に寄与するため、公益性は高い。							
	補助の必要性	本事業はH22年度で24回目の開催となり、町民にも広く浸透している事業である。商工業者にとっても、商品をPRする良い機会であり、町経済の活性化にもつながるため、補助事業としての必要性は高い。							
	補助の公平性	本事業の受益者は商工会であり出店者は商工会会員であるが、H21年度は3,000人の集客があり、長年に亘り広く町民に親しまれる事業となっているため、公平性は高い。							
	補助金額の妥当性	補助金は経費の50%以内であり、残りの経費は出店者負担金(1小間6,000円)や協賛金(1口3,000円)、一般会計からも賄われている。しかし補助金1,500,000円に対して会場設営費に1,488,760円、ポスター・チラシ等のPR費に494,034円を支出しており、商工会の工夫により経費を削減すれば、補助金額を見直すことも可能である。							
	事業実施の効率性	補助金1,500,000円に対して会場設営費やポスター・チラシ等のPR費の支出が大きく、経費を削減するなど効率を良くする必要がある。本来の行事の趣旨として必要な事業内容であるのか再検討を求める。							
	事業効果	町内商工業者の出店に加え、阿智村や美浜町、南知多町商工会からの出店もあり、商工業を通じた地域間交流を行っている。また、中学校吹奏楽部、太鼓や踊りなどの町内活動団体の発表の場でもあり、地域産業のみならず地域活性化を促す事業となっている。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 長年に亘り町民に親しまれている事業としての実績がある。商工業者の出店のみならず、抽選会や移動動物園、町内団体による音楽や踊りの発表など、小さな子どもから高齢者まで楽しめるよう工夫が凝らされている。しかしながら運営方法の工夫により、経費の削減や収入を増やすことも可能であるため、今後も地域産業の発展及び地域活性化につながるよう、本来の行事の趣旨として必要な事業内容であるのか再検討を求める。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	57						
補助金名称	街路灯電灯料補助金		事業開始年度	平成2年度					
事業担当課	経済建設部	都市計画課	地域振興係	内線					
根拠法令・要綱等	豊山町街路灯等電灯料補助金交付要綱								
事業の目的・内容	豊山町商工会の組織化を促進するとともに、その経営の合理化及び健全な発展を図るため、豊山町商工会の維持管理する街路灯、アーチ及びアーケードの電灯料に対し、当該年度予算の範囲内において交付する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名： 豊山町商工会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算：6,120円に街路灯等の数を乗じて得た額。平成22年度 6,120円×90基								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	619				619	618	1	99.8%
	H19	612				612	612	1	100.0%
	H20	612				612	599	1	97.9%
	H21	600				600	581	1	96.8%
事業評価	対象事業の公益性	街路灯には商工会会員の事業所名が入っており、事業所及び商工会の宣伝、周知をすることができるため、町経済活性化の効果がある。また、町民の交通や防犯の安全及び、景観の美化にも効果があり、公益性がある。							
	補助の必要性	本事業は、平成15年度までは県の補助を受けて実施されてきた。その後は町の補助事業として継続して実施されており、町内商工業者や商工会のPRに役立っているため必要性は高い。							
	補助の公平性	本補助金で商工会に対し電灯料を補助することにより、事業所のPRを通じて町内商工業の振興に役立つため、公平性は高い。							
	補助金額の妥当性	電灯料以外の修繕費や道路占用料などは商工会で支出している。電灯料については、平成15年度まで県の補助を受けて商工会への補助を行っており、そのときの県基準の金額(1基あたり1,530円)を4倍して交付をしているため、金額は妥当である。							
	事業実施の効率性	県道工事などにより街路灯の数は減少しているが、商工会において適切に管理している。事業所のPRに加えて町民の交通や防犯の安全や、景観の美化にも効果があるため、効率性が良い。							
	事業効果	本補助金で商工会に対し電灯料を補助することにより、町内商工業の発展を促すことができる。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント：町内事業所の宣伝、周知に役立っており、町内の商工業の振興に効果があるため、継続して実施する必要がある。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント：一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	58						
補助金名称	企業経営健全化事業費補助金		事業開始年度	平成4年度					
事業担当課	経済建設部	都市計画課	地域振興係	内線 223					
根拠法令・要綱等	豊山町企業経営健全化事業補助金交付要綱								
事業の目的・内容	誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を行い、法人の企業経営の健全な発展を図るため、法人の組織する団体が行う企業経営健全化事業の実施に要する経費に対して交付する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 社団法人 名古屋西法人会豊山支部								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 社団法人名古屋西法人会定款に規定する事業で、町長が認める経費に対して40万円を限度として交付する。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	400				400	400	1	100.0%
	H19	400				400	400	1	100.0%
	H20	400				400	400	1	100.0%
	H21	400				400	400	1	100.0%
H22	400				400				
事業評価	対象事業の公益性	名古屋西法人会豊山支部は、企業における正確な記帳と適正な税務申告のため、税法並びに経理に関する研究会を行い、事業発展に向けて努力をしており、そのことがひいては町経済の発展につながるため、公益性がある。							
	補助の必要性	活動を通じて、企業経営者の積極的な自己啓発、納税意識の向上と企業経営及び社会の健全な発展に貢献しており、補助事業としての必要性がある。							
	補助の公平性	本補助金の受益者である名古屋西法人会豊山支部の、平成21年度の会員数は189である。会員が研修会等により事業発展に向けて努力することは、会員以外の企業の意識向上にもつながるため公平性はある。							
	補助金額の妥当性	平成21年度決算では、主な事業である会員への情報資料提供のための事務通信費が341,685円、研修会費が219,850円となっている。平成23年度は支部の再編成が行われる可能性があるため、再編が実施された場合には補助事業について見直す必要がある。							
	事業実施の効率性	平成23年度の支部の再編成に向けて、22年度は3支部合同の研修会などの試行を実施する。合同研修会については、町の補助金を充当しないが、全体の補助額を毎年同じ40万円支出することは効率性が良いとは言えない。							
	事業効果	正確な記帳と適正な税務申告を研究することにより、企業の納税意識が向上するため、町経済の発展を促進している。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 名古屋西法人会は、平成23年度に支部の再編成を予定している。再編成が実施された場合、豊山支部は西春、師勝支部と統合されることになっており、要綱上の交付団体は西法人会豊山支部となっているため、補助事業を休止するか要綱を改正する必要がある。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

番号	59
----	----

補助金名称	豊山町消費生活研究等事業費補助金		事業開始年度	昭和59年度					
事業担当課	経済建設部	都市計画課	地域振興係	内線 223					
根拠法令・要綱等	豊山町消費生活研究等事業費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	消費生活に対する消費者の自主的な活動を促し、意識の向上を図るため、消費生活に関する研究会等に要する経費に対して交付する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 事業に要する補助金の額は、毎年度予算の範囲内で町長が定める。								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	100				100	100	1	100.0%
	H19	100				100	100	1	100.0%
	H20	100				100	100	1	100.0%
	H21	100				100	100	1	100.0%
H22	100				100				
事業評価	対象事業の公益性	消費者を取り巻く環境が年々複雑化している中、平成21年度には消費者庁が設立され、消費生活に対する関心が高まっている。身近なところで消費生活を啓発する役割を担う消費生活研究グループは公益性が高い。							
	補助の必要性	消費生活研究グループの活動は非営利活動であるため、自主財源のみでなく町で補助をする必要がある。							
	補助の公平性	本補助金の制度が創設された当時は、みのり会しか補助対象団体がなかったが、公平性を確保するために要綱を改正し、優れた消費生活研究を行う団体に広くこの補助事業を周知する必要がある。							
	補助金額の妥当性	補助金はみのり会の研究会(研修会)と学習会の費用に充てられており、内容を工夫することにより費用を削減できる可能性があるため、10万円が妥当であるか検討する必要がある。また、視察研修については、事業の内容について再検討する必要がある。							
	事業実施の効率性	みのり会学習会については、警察や独立行政法人に講師を依頼するなど、講師料がかからない工夫をしている。							
	事業効果	みのり会は学習会や研修会により消費生活問題を研究し、みのり会ニュースの発行や環境フェスティバルなどへの参加を通じて、広く町民に消費生活について啓発を行っている。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・ <u>要綱改正</u> ・その他) コメント: 長年にわたり消費生活について研究し、町民に啓発してきたみのり会の貢献度は高く、今後も積極的な活動が期待されるが、学習会や研修会の内容については実践的なものに見直しを求める。また、消費者問題について広く町民に関心をもってもらうため、みのり会以外の消費生活研究グループに対しても補助ができるよう要綱を見直す。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・ <u>要綱改正</u> ・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	60						
補助金名称	民間木造住宅耐震改修費補助金		事業開始年度	平成16年度					
事業担当課	経済建設部	都市計画課	地域振興係	内線 223					
根拠法令・要綱等	耐震改修促進法、豊山町民間木造住宅耐震改修補助金交付要綱								
事業の目的・内容	地震での木造住宅の倒壊等による災害を防止するため、旧基準木造住宅の耐震改修工事を実施する者に対し補助する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 耐震補強に係る工事費及び補強計画に要する費用。 限度額60万円(ただし、対象経費が60万円を下回る場合は当該経費の額)								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	1,200		750		450	600	1	50.0%
	H19	1,200		750		450	0	0	0.0%
	H20	1,200		750		450	1,200	2	100.0%
	H21	1,200		750		450	600	1	50.0%
	H22	600		375		225			
事業評価	対象事業の公益性	建築物の耐震性に関しては、昭和56年6月に大きく改正された。それ以前の基準で立てられた建物は、阪神・淡路大震災等の地震では大きな被害を受けたものが多いため、早急に耐震診断を行い、必要な場合は耐震改修を行う必要がある。改修が進むことで災害に強い街づくりがなされる。							
	補助の必要性	近いうちに発生すると言われている、東海・東南海地震の発生により生じる地震の規模及び被害は、大規模に及ぶとされている。命を守るために少しでも強い家にする必要がある。							
	補助の公平性	町が実施する木造住宅耐震診断(無料)を受け、補強工事を行った住宅に対し補助する。							
	補助金額の妥当性	耐震補強に係る工事費及び補強計画に要する費用の一部に対し補助する。							
	事業実施の効率性	上限が60万円であり、少ない経費で大きな効果がある。							
	事業効果	住民の財産・生命を守る。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 国、県、町の耐震計画に沿った事業であり今後も継続し、更に周知、啓発活動に努める。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

			番号	61					
補助金名称	豊山町私立高等学校授業料補助金		事業開始年度	昭和48年度					
事業担当課	教育部	学校教育課	学校教育係	内線 342					
根拠法令・要綱等	豊山町私立高等学校授業料補助金交付要綱								
事業の目的・内容	私立高等学校等に在籍する者に対して授業料の補助を行うことにより、保護者負担の軽減を図ることを目的とする。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 補助金 2,060千円 127人予定 市町村民税が非課税また所得割額が0円の場合 年額22,000円 市町村民税が課税所得金額が200万円以下の場合 年額18,000円 市町村民税が課税所得金額が500万円以下の場合 年額14,000円 市町村民税が課税所得金額が500万円を越える場合 年額12,000円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	2,072				2,072	1,850	115	87.2%
	H19	2,042				2,042	1,622	100	97.5%
	H20	2,182				2,182	1,724	110	90.1%
	H21	1,994				1,994	1,600	119	80.2%
H22	2,060				2,060				
事業評価	対象事業の公益性	私立高校に在籍する者に対して授業料の一部を補助するものである。例年、約140人の保護者から申請があり、町の私立高校の補助金として定着している。							
	補助の必要性	本事業は、長年、町の補助金として実施してきた。補助事業としての必要性は高い。また現在国で私立高等学校の授業料の補助が考えられている。国の制度が確立すれば事業の見直しが必要です。							
	補助の公平性	本事業の受益者は私立高等学校に通う保護者である。保護者から申請書を受け付け所得審査をおこなう。補助の決定については、毎年度、税務課の台帳において、確認しながら精査している。							
	補助金額の妥当性	この金額は妥当と思われる。ただし、国から私立高校の助成が確定すれば、町においても制度見直しをしなければならない。							
	事業実施の効率性	本町には、高等学校がなく近隣及び名古屋市内に通学しているので保護者の負担がおおきい。少ない金額で大きな事業効果をあげている。							
	事業効果	本町の私立学校授業料補助として保護者に認知され、事業効果は広く地域に波及していると考えられる。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 国の私立高校の助成が確定すれば、近隣の市町の動向に注目しながら制度の見直しが必要です。							

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	62					
補助金名称	対外試合各種大会派遣事業費負担金		事業開始年度	平成14年度					
事業担当課	教育部	学校教育課	学校教育係	内線 342					
根拠法令・要綱等	対外試合各種大会派遣事業費負担金交付要綱								
事業の目的・内容	生徒の部活動への積極的な参加の促進、指導者の確保、各種対外試合・大会への参加経費の支援を行い、部活動の活性化及び振興を図ることを目的としている。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名： 豊山中学校部活動運営委員会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算： 旅費 22千円 指導者旅費 需用費 569千円 大会参加費 使用料 207千円 交通費								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	798		47		751	798	1	100.0%
	H19	798		40		758	798	1	100.0%
	H20	798		37		761	798	1	100.0%
	H21	798		25		773	798	1	100.0%
H22	798		15		783				
事業評価	対象事業の公益性	中学校の部活の運営に対する補助である。例年、13部数、生徒360人にあたる者が参加し、中学校の部活動として定着している。							
	補助の必要性	本事業は、長年、町から部活動運営委員会に補助金をだしている。また、運営委員会形式によって、対外試合・各種大会に派遣して、実績を作り優秀な成績を収めるなど、補助事業としての必要性は高い。							
	補助の公平性	補助の決定については、毎年度、補助金の決算事務において、決算書、領収書、通帳などをすべて精査している。また、県から公立中学校部活指導費補助金として15千円補助がある。							
	補助金額の妥当性	部活動の参加者は毎年約350人以上であり、平成21年度予算ベースで、参加者一人当たり2,280円の費用を支出したこととなる。この金額は妥当と思われる。							
	事業実施の効率性	時期に応じ部活動運営委員会を定期的開催している。支出についても事業計画に沿って、経費の削減と効率的な運営に努めており、少ない予算で大きな事業効果をあげている。							
	事業効果	部活の参加者が毎年増加傾向にあり、H20年度は体育部活動で練習試合に延8800人、地区大会に延564人、愛日大会延400人東海大会等に延98人が出場している。部活が毎年盛り上がっている。事業効果は広く生徒に波及していると考えられる。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 毎年、部活動が盛り上がっているが、更なる部活動の成績のステップアップを期待したい。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

番号	63
----	----

補助金名称	私立幼稚園就園奨励費補助金		事業開始年度	昭和48年度					
事業担当課	教育部	学校教育課	学校教育係	内線	342				
根拠法令・要綱等	豊山町私立幼稚園就園奨励費の補助に関する条例・豊山町私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する規則								
事業の目的・内容	家庭の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、幼児教育の振興に資する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 15,664千円 160人 補助単価別紙参照								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	9,519	1,863			7,656	9,492	167	99.7%
	H19	10,927	2,151			8,776	9,180	174	84.0%
	H20	9,350	2,051			7,299	11,906	194	127.3%
	H21	14,819	3,019			11,800	14,229	194	96.0%
H22	15,664	5,221			10,443				
事業評価	対象事業の公益性	私立幼稚園に通園する保護者の経済的負担の軽減に対する補助金である。例年、私立幼稚園に通園する約160人の保護者から申請があり、町の補助金として定着している。							
	補助の必要性	本事業は、長年、町の補助金として実施してきた。補助事業としての必要性は高い。また国には幼稚園就園奨励費補助金の制度がある。							
	補助の公平性	本事業の受益者は私立幼稚園に通う保護者である。保護者から申請書を受け付け所得審査をおこなう。補助の決定については、毎年度、税務課の台帳において、確認しながら精査している。							
	補助金額の妥当性	この金額は妥当と思われる。国から補助金の改正が毎年あり、町においても要綱の変更をしながら金額を決定している。							
	事業実施の効率性	本町には公立の幼稚園がなく、町内の住民の要望がある中で、この制度は小さなコストで大きな事業効果をあげている。							
	事業効果	本町の幼稚園奨励費として住民に認知され、事業効果は広く地域に波及していると考えられる。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) 本事業は、国には幼稚園就園奨励費補助金の制度があり、国の制度に沿って町にも制度があります。今後も国の制度の改正を見据えて進めなければいけない。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	64						
補助金名称	私立幼稚園運営費補助金		事業開始年度	昭和15年度					
事業担当課	教育部	学校教育課	学校教育係	内線 342					
根拠法令・要綱等	豊山町私立幼稚園補助金交付要綱								
事業の目的・内容	私立幼稚園の運営費に対し補助金を交付することにより、私立幼稚園の振興と幼児教育の充実を図ることを目的とする。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input checked="" type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 学校法人豊山学園								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 町内在園児1人7000円 + 1園100000円 補助金 100千円 1園 補助金 1288千円 184人 * 7000円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	1,171				1,171	1,164	1	99.4%
	H19	1,185				1,185	1,157	1	97.6%
	H20	1,192				1,192	1,262	1	105.8%
	H21	1,374				1,374	1,262	1	91.8%
H22	1,388				1,388				
事業評価	対象事業の公益性	豊山町内の私立の幼稚園の運営に対する補助である。毎年5月1日において住所を有し、在園する園児が対象である。							
	補助の必要性	本事業は、平成14年に学校法人豊山学園から要望があり、実施してきたものである。また、町には、従来、公立私立の幼稚園がなく、3園の公立保育園だけであった。地域の要望として必要であるので、補助事業としての必要性は高い。							
	補助の公平性	補助の決定については、毎年度、補助金の決算事務において、決算書、園則、名簿などをすべて精査している。							
	補助金額の妥当性	園児一人当たり7,000円の費用を支出している。この金額は当時の近隣の師勝町と同額にしている。							
	事業実施の効率性	町立の幼稚園の設置及び維持管理に比べれば、少ない金額で大きな事業効果をあげている。							
	事業効果	事業効果は町に貢献していると考えられる。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 豊山町には公立は保育園、私立は幼稚園と歴史的住み分けされている経過がある。今後も幼稚園を設置する予定がないので、この補助制度は必要である。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおりに
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	65					
補助金名称	文化協会補助金		事業開始年度	昭和48年度					
事業担当課	教育部	生涯学習課	生涯学習係	内線 374					
根拠法令・要綱等	社会教育法第10条、町社会教育関係団体補助金交付要綱								
事業の目的・内容	豊山町社会教育団体の育成と健全な発展を図るため、団体が運営する事業に対して補助する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町文化協会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①団体運営に関する経費(事務費、パート賃金、コピー賃借料など) 1,100千円 ②文化振興に要する経費(文化展、芸能発表会、文化フォーラムなど) 2,000千円 ③会議・研修に要する経費(会議費、研修費、旅費など) 450千円 ④その他の文化振興に要する経費(公共施設盛花事業など) 150千円 平成22年度予算額 3,800千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	3,800				3,800	3,800	1	100.0%
	H19	3,800				3,800	3,800	1	100.0%
	H20	3,800				3,800	3,800	1	100.0%
	H21	3,800				3,800	3,800	1	100.0%
H22	3,800				3,800				
事業評価	対象事業の公益性	文化協会が行う諸事業は、会員に限定せず一般市民の参加にも門戸を開いている。町文化展は従来は町が直営で開催してきたが、自主運営化とともに事業委託により、所属クラブのほかPTA、各種団体・サークルなどから約1,300点の出展があり、豊山町を代表する芸術文化の祭典として位置づけられている。また、同時開催される芸能発表会も伝統・芸能クラブの日頃の練習成果を発表する貴重な機会となっている。文化フォーラムは、毎年、各界の一端で活躍する文化・芸能関係者を招き、広く町民に紹介している。							
	補助の必要性	文化協会の自主財源は、会員から徴収する会費(ひとり500円/年間)、文化展への出展料、呈茶券販売料などの440千円程度しかなく、自主運営方式に要する専従パート賃金や各種事業費など多くを町からの補助金に依存していると言わざるを得ない。しかしながら、525人の会員を有し、本町の文化芸術を底辺で支え、リードする社会教育団体としての文化協会の活動は町費によって補助するのに十分な妥当性がある。							
	補助の公平性	文化協会の活動は、広く一般町民に対しても文化・芸術意識の高揚を享受できるという意味において公平性は高い。補助の決定については、毎年度、補助金の決算事務において、決算書、領収書、通帳などをすべて精査している。							
	補助金額の妥当性	補助金は、主に事務費、専従パート賃金など団体運営に関する経費と文化振興事業(文化展、芸能発表会、文化フォーラム)などへ適切に充当されている。							
	事業実施の効率性	会員数の拡大や文化展の出展料徴収など自主財源確保に努めているほか、経常的な経費の削減と効率的な運営により小さなコストで大きな事業効果をあげようとする取組が見られる。							
	事業効果	文化振興を図る地域での団体として定着しており、町文化展・独自事業などの企画・運営が進められてきた。文化協会が行う諸事業を通じて町民の文化芸術意識の高揚に大きく寄与している。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 文化協会の運営は、専従パートを雇用し自主的に行われている。こういった運営方法は県下でも珍しく、多くの市町では行政職員が事務局や会計を兼務している。文化協会が行う各種事業や運営費など多くの経費を要するが、役員を中心にして525人の会員によって順調に運営されている。本町の文化芸術を底辺で支え、リードする文化協会の活動は町費によって補助することが適切である。しかし、今後は会費等の自主財源を増やすとともに、徐々に事業費補助へと方向転換を図っていくべきと考える。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

			番号	66					
補助金名称	PTA活動費補助金			事業開始年度	昭和48年度				
事業担当課	教育部	生涯学習課	生涯学習係	内線	374				
根拠法令・要綱等	社会教育法第10条、町社会教育関係団体補助金交付要綱								
事業の目的・内容	豊山町社会教育団体の育成と健全な発展を図るため、団体が運営する事業に対して補助する。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山中学校、豊山小学校、新栄小学校、志水小学校のPTA								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 1校180千円×4校 平成22年度予算額 720千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)				実績		
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	720				720	720	4	100.0%
	H19	720				720	720	4	100.0%
	H20	720				720	720	4	100.0%
	H21	720				720	720	4	100.0%
事業評価	対象事業の公益性	PTAの目的とは、会員である父母と教師が協力して、子どもの健全な成長を図ることである。子どもたちの幸福な成長を図るためには、学校と家庭と地域社会とが、それぞれの役割を支え合って果たすことがもっとも大切である。そのためには、保護者と教師が連携を深める場をもったり、お互いに学び合うことが必要である。							
	補助の必要性	PTAへの参加者が減少する中、各種教養サークル活動はPTAが行う青少年育成活動、社会参加活動への参加を促すきっかけとなる。PTA活動の活性化、その他地域活動の活性化のためにも各種教養サークル活動などに対して補助する必要がある。							
	補助の公平性	子どもたちの健全な成長と幸せを願うPTAは、学校教育と強い連携をとっていくことが強く望まれる。学校教育には、自ずから限界があり、保護者と教師がお互いに補い合い、子どもたちの健全な成長を図るため、学校と協力できるのはPTAしかない。補助の決定については、毎年度、補助金の決算事務において、決算書、領収書、通帳などをすべて精査している。							
	補助金額の妥当性	補助金は、主に教養・手芸・園芸などのサークル活動に関する講師料(材料代の実費は参加者から徴収)や会の運営費などに充てられており適正に充当されている。限られた予算の中で、経費を節減しながら、少しでも多くの保護者に参加してもらえるように取り組まれている。							
	事業実施の効率性	全国的な少子化による児童生徒数の減(保護者数の減)、保護者の意識低下によりPTA活動が衰退化する中、本町のPTAは会員を確保し、学校側の期待に対応できる活動を堅持している。その要因のひとつとして、PTA活動への第一歩である教養サークル活動の存在意義ははかりしれず、各校180千円支払われる補助金の効率性は非常に高いと考える。							
	事業効果	小中学校のPTAについては、少子化による児童生徒数の減(保護者数の減)、自的・個人主義的な保護者が増加する中、PTA活動への参加意識は希薄化してきている。より多くの保護者にPTA活動に参加してもらうための第一歩として、教養サークル活動の存在意義は高く、活動の活性化に大きく寄与している。							
総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: PTAを活性化するには、会員が自らの教養や知識を深め、活動への積極的な参加を促すことにある。一部の役員だけの活動にとどまるのではなく、より多くの父母に参加してもらう必要がある。そのためのキッカケとなる、教養や知識を高めるサークル活動の存在意義は大きく、活動費を行政が助成する必要がある。								

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

番号	67
----	----

補助金名称	スポーツ少年団補助金		事業開始年度	昭和47年度					
事業担当課	教育部	生涯学習課	生涯学習係	内線 372					
根拠法令・要綱等	社会教育法第10条、町社会教育関係団体補助金交付要綱								
事業の目的・内容	豊山町社会教育団体の育成と健全な発展を図るため、団体が運営する事業に対して補助する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町スポーツ少年団								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①団体運営に関する経費(事務費、印刷費、県登録料等) 314千円 ②スポーツ競技活動に要する経費(指導者実費弁償費、大会参加費等) 3,165千円 ③青少年健全活動に要する経費(キャンプ用消耗品費、食材費、キャンプ場使用料等) 504千円 ④美化奉仕活動に要する経費(清掃奉仕活動費) 17千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	4,000				4,000	4,000	1	100.0%
	H19	4,000				4,000	4,000	1	100.0%
	H20	4,000				4,000	4,000	1	100.0%
	H21	4,000				4,000	4,000	1	100.0%
H22	4,000				4,000				
事業評価	対象事業の公益性	豊山町の児童の夢を育み、心体の健全な育成を目的としている。少年時代からスポーツを通して地域との係わりをもつことによって、地域との連携感を育み、郷土愛を深めることができる。							
	補助の必要性	豊山町スポーツ少年団は、年間を通して40日以上活動しており、約50人の指導者の実費弁償や大会参加費など多くの費用を要する。しかし、自主財源は団員の入団費(1人2,000円/年間)、野外活動などの参加費、県補助金(新春交流会)など限られており、町からの補助金に依存していると言わざるをえない。しかし、豊山町の明日を担う子どもたちの健全な育成のためスポーツ少年団の意義は大きく、町費による補助は不可欠である。							
	補助の公平性	スポーツ少年団の活動は、豊山町の児童・生徒であれば誰でも参加できる。年2回の空缶拾いを通して地域における奉仕活動に掛かる費用も含まれており、公平性は高い。補助の決定については、毎年度、補助金の決算事務において決算書、領収書、通帳などをすべて精査している。							
	補助金額の妥当性	補助金は、主に、団体運営に掛かる事務経費、スポーツ少年団の団活動を支えている指導者への実費弁償や大会参加費等のスポーツ競技活動に関する経費、団全体の団結を高める青少年健全活動に要する経費などへ適切に充当されている。							
	事業実施の効率性	団員数増加や野外活動等への参加者増加を図る、事務処理上の経費削減やコスト削減など、小さな1つ1つのことから成果を挙げようとする取組みが見られる。							
	事業効果	昭和47年から活動を開始し、現在までに38年の実績がある。多くの健全な児童を輩出しており、清掃活動などを通して地域と密接に関わっている。、多くの活動を通して子供同士の交流だけでなく、保護者同士、またその地域における繋がり強化の効果も認められる。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 自主財源が乏しいため、入団費や参加費だけでは運営することが難しい。よって、様々な行事をより効率的に行うことが必要である。しかし、スポーツ少年団は明日の豊山町を担う子どもの健全育成を担う団体であり、引き続き、財政的にも人材的にも補助していく必要がある。事務局の自主運営化については、将来的な課題として検討していく必要がある。							

【 二次評価 】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント: 一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

番号	68
----	----

補助金名称	体育協会補助金		事業開始年度	昭和48年度					
事業担当課	教育部	生涯学習課	生涯学習係	内線 372					
根拠法令・要綱等	豊山町社会教育関係団体活動費補助金交付要綱								
事業の目的・内容	豊山町社会教育団体の育成と健全な発展を図るため、団体が運営する事業に対して補助する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町体育協会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①団体運営に関する経費(地区体育委員報償費、パート賃金、備品購入など) 1,558千円 ②団体運営に要する事務経費(通信費、コピー借上料、印刷製本費、消耗品費など) 550千円 ③スポーツ振興に要する経費(主催大会等事業費、県スポレク東尾張派遣旅費等) 3,692千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	5,800				5,800	5,800	1	100.0%
	H19	5,800				5,800	5,800	1	100.0%
	H20	5,800				5,800	5,800	1	100.0%
	H21	5,800				5,800	5,800	1	100.0%
事業評価	対象事業の公益性	体育協会主催で実施する各種大会の対象は、一般町民であり、24もの主催事業を開催している。この実績から、町民に広くスポーツの楽しさを伝えていると言える。今後もスポーツによる健康維持の重要性があるため、公益性は十分に認められる。							
	補助の必要性	体育協会の自主財源は、会員から徴収する登録保険料(ひとり2,000円/年間)が主であり、その他にはウォーキング大会参加費や総会資料の広告料などがある。しかし、それだけでは体育協会を運営していくことが出来ず、町の補助金に依存していると言わざるを得ない。しかしながら、会員743人を有し、本町の体育事業全体を底辺で支えているのは町の財産であり、町によって補助するのに十分な理由がある。							
	補助の公平性	体育協会の活動は、広く一般町民に対してもスポーツの高揚を享受できるという意味において公平性は高い。補助の決定については、毎年度、補助金の決算事務において、決算書、領収書、通帳などをすべて精査している。							
	補助金額の妥当性	補助金は主に専属パート賃金、コピー借上料・印刷製本費などを含めた運営に要する事務経費、主催大会事業費等を含めたスポーツ振興に要する経費などに適切に充当されている。							
	事業実施の効率性	収入面では、団体及び会員の拡大やウォーキング大会の参加者を増加させる取り組みがある。また、支出面では、経常的な事務経費の節減や効率的な運営などにより、低コストで多くの成果を挙げられるような取り組みを行っている。このような収入、支出の両面から十分に事業実施の効率性が認められる。							
	事業効果	昭和48年の発足以来、スポーツ振興を図る地域での団体として定着しており、毎年、多くの主催大会が開催されている。大会以外にもスポーツ教室の実施や体育大会への参加、協力など、町のスポーツ振興に大きく貢献していることから事業効果は多大である。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント:37年もの間、町内のスポーツ振興に大きく携わっている団体であり、大会等の自主事業も多い。毎年の各種大会を楽しみにしている住民も多く、今後も同様の規模で運営を行っていく必要があり、補助を継続する。しかし、今後は会費等の自主的な財源を増やすとともに、徐々に事業費補助へと方向転換を図っていくべきと考える。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・ <u>その他</u>) コメント:一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	69						
補助金名称	文化財研究会補助金		事業開始年度	昭和53年度					
事業担当課	教育部	生涯学習課	生涯学習係	内線 374					
根拠法令・要綱等	社会教育法第10条、町社会教育関係団体補助金交付要綱								
事業の目的・内容	豊山町社会教育団体の育成と健全な発展を図るため、団体が運営する事業に対して補助する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町文化財研究会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①団体運営に関する経費(事務費、通信費など) 4千円 ②文化財保護に要する経費(郷土文集発行、文化財子どもひろばなど) 590千円 ③会議に要する経費(総会、会議費) 6千円 平成22年度予算額 600千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	600				600	600	1	100.0%
	H19	600				600	600	1	100.0%
	H20	600				600	600	1	100.0%
	H21	600				600	600	1	100.0%
事業評価	対象事業の公益性	郷土文集(全20集)や今昔物語の発行のほか、貴重な郷土資料の収集や衣食住に係わる風習の記録などに努め、本町の文化財保護・保存に大きく寄与している。							
	補助の必要性	本町における貴重な郷土の歴史を後世に伝え、町民の郷土意識、文化財保護意識を高揚させるためには、郷土文集の発行や文化財子どもひろばが大きく貢献している。本来なら町が主体となり行うべき事業を、町に代わり実施してと考えると補助金による財政的な支援は必要不可欠と考える。							
	補助の公平性	この地域に生まれ、育った地域住民によって、古くから伝わる郷土の慣わしが伝えられ、文化財が保護・保全されることは極めて意義深いと考える。特に、今、記録に残し、後世に伝えなければ二度とできない貴重な活動であり、文化財研究会以外の他では行えない。							
	補助金額の妥当性	町が支出する補助金は、郷土文集などの発行や文化財子どもひろばなどの事業を実施するための実費であり公正に使用されている。							
	事業実施の効率性	郷土文集や今昔物語などを年間1冊は発行することは、企画、情報収集、編集、校正作業など多大な労力を要する。その労苦を考えると印刷製本代程度の支出でこれらの事業を実施できることは効率性は高いと考える。							
	事業効果	本町における貴重な郷土の歴史を後世に伝え、町民の郷土意識、文化財保護意識を高揚させることに寄与している。							
総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 本町における貴重な郷土の歴史を後世に伝え、町民の郷土意識、文化財保護意識を高揚させるため大きく寄与している。本来なら町が主体となり行うべき郷土文集の発行や文化財子どもひろばなどを、町に代わり実施してと考えると補助金による財政的な支援は必要不可欠と考える。								

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

番号	70
----	----

補助金名称	子ども会連絡協議会補助金	事業開始年度	昭和60年度			
事業担当課	教育部 生涯学習課 生涯学習係	内線	374			
根拠法令・要綱等	社会教育法第10条、町社会教育関係団体補助金交付要綱					
事業の目的・内容	豊山町社会教育団体の育成と健全な発展を図るため、団体が運営する事業に対して補助する。					
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他					
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町子ども会連絡協議会					
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①団体運営に関する経費(会議、消耗品、通信費等) 220千円 ②事業費(子ども会大会、どろんこ教室、清内路交流会等) 1,300千円 ③指導者育成費(研修会事業等) 80千円					
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)	実績		
			国庫支出金 県支出金 その他特財 一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	1,600		1,600	1	100.0%
	H19	1,600		1,600	1	100.0%
	H20	1,600		1,600	1	100.0%
	H21	1,600		1,600	1	100.0%
事業評価	対象事業の公益性	子ども会連絡協議会は町内の小学生を対象にした地区子ども会(自治会を単位にした子ども会)の連合体として、全町の事業を展開している。ドッジボール大会を始め陶芸作品作りのどろんこ教室、など6つの大きな事業を行っており、子どもの福祉向上を通じた公益性は高いものである。				
	補助の必要性	自主財源である会費は、約6万円(地区割2,000円会員割30円)で、かなり低いといわざるを得ない。しかし、学校を離れて全町の子どもの社会教育と福祉向上の事業は子どもの発達・成長にとって大変有益・重要であり公的な補助を行う必要性は高いものである。				
	補助の公平性	子ども会連絡協議会の受益者は子ども会員であり、役員が収益を得ることはない。また、子どもに広く参加を呼びかけているため、一部の子ども会だけが利益を得るものでもない。事業費は決算において出納帳、領収書、預金通帳などを検査しており、公平性は高いものである。				
	補助金額の妥当性	補助金は主に会議費、消耗品と事業費に充てられており、約600人の会員と6事業から考慮すれば、妥当な金額と考える。				
	事業実施の効率性	総会の他、地区との合同役員会を年2回、役員会を7回開催している。会議でのお茶の提供は廃止しているほか、事業の参加賞や賞品についても、役員が100円ショップや問屋街などを奔走して安価なものを求めており、平成14年度に補助金を減額しても事業を縮小せず効率的な運営に努めている。				
	事業効果	ドッジボール大会ではチームワークの向上、どろんこ教室は創造芸術に触れ、清内路では自然を体験できること。カローリング交流会では老人や障害者と触れ合い、新聞作りはみんなでレイアウトして、子ども会大会の観劇では生の演劇を目の当たりにできることなどにより、子どもの健全な成長に大きく寄与している。				
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:子どもの文化・芸術、スポーツ、野外活動など多方面の分野での活動を積極的に進めている。また、役員会も活発に活動しており、主体性を持った活動も継続しているので、社会教育関係団体として優良な団体といえる。しかし、今後は事務局事務を役員に移行し、自主運営化できるよう、役員の育成と発掘を目指す必要がある。				

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	71						
補助金名称	緑の休暇村宿泊費補助金		事業開始年度	昭和58年度					
事業担当課	教育部	生涯学習課	社会教育センター係	内線 500					
根拠法令・要綱等	豊山町緑の休暇村に関する規程								
事業の目的・内容	町民の融和と健康増進を図るため、山や海の自然に親しみながら、余暇活動を推進する憩いの場として緑の休暇村を指定し、町民の宿泊等の利用に対し補助を行う。								
補助金の性質	<input checked="" type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算:過去の利用実績を基に算出した。 旅館・民宿等宿泊施設: 大人 3千円 × 1,050件 = 3,150千円 " " 小人 1.5千円 × 66件 = 99千円 キャンプ場: コテージ 3千円 × 10件 = 30千円 " " テント・バンガロー 1.5千円 × 10件 = 15千円 グランド・テニスコート: 0.5千円 × 6件 = 3千円 マレットゴルフ・ドッグラン: 0.3千円 × 10件 = 3千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	3,240				3,240	3,030	1,035	93.5%
	H19	3,240				3,240	2,956	1,022	91.2%
	H20	3,240				3,240	3,383	1,154	104.4%
	H21	3,300				3,300	2,711	931	82.2%
H22	3,300				3,300				
事業評価	対象事業の公益性	町民の健康増進と余暇活動の推進のため緑の休暇村制度を設けて、子どもから高齢者までの幅広い年齢の方に、毎年約1,000件程度の利用があり、公益性は高いものである。							
	補助の必要性	町民の健康増進と余暇活動のきっかけづくりとして、補助を行う必要性は高い。							
	補助の公平性	本町の住民基本台帳に記録のある者又は外国人登録のされている者なら誰でもがこの制度を利用することができるため、公平性は高い。							
	補助金額の妥当性	マレットゴルフ・ドッグランの現地利用料500円を除いて、おおむね利用料の3分の1以下の補助割合の金額となっている。しかし、事業開始後27年が経過し、受益者負担の観点を含めて適切な補助額を研究する必要がある。							
	事業実施の効率性	緑の休暇村利用者に交付する利用補助券は、自前で作成することにより印刷経費の削減を実施している。また、利用補助券は対象施設ごとではなく、3千円・150円・500円・300円の4種類の金額を共通使用することにより、券のムダを無くすことと収納スペースの効率化を図っている。							
	事業効果	子ども会の交流事業や本町産業まつりへの出店など、緑の休暇村の指定地所在町村の団体と様々な交流が行われており、休暇村事業以外での波及効果は大きい。							
	総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:この制度を利用した住民からは好評な意見が寄せられ、家族や友人との旅行など、この制度の目的とした余暇活動に活用されていることは評価できる。しかし、制度発足後相当期間を経て、一定程度の事業定着が図られたものと思われるので、補助の限度を2回から1回に見直しを行う。							

【二次評価】

総合評価	<input type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 見直し (縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	72					
補助金名称	小中学校生徒指導事業交付金		事業開始年度	平成18年度					
事業担当課	教育部	生涯学習課	生涯学習係	内線 374					
根拠法令・要綱等	豊山町小中学校生徒指導推進協議会交付金交付要綱								
事業の目的・内容	町立小中学校に置ける生徒指導の充実強化を図ることを目的に小中学校生徒指導推進協議会が行う事業に対して交付する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町小中学校生徒指導推進協議会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①会議運営に関する経費(消耗品、会議費) 6千円 ②啓発活動に関する経費(講演会、啓発事業費) 155千円 ③街頭指導に関する経費(啓発資材費など) 139千円 平成22年度予算額 300千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	300				300	300	1	100.0%
	H19	300				300	300	1	100.0%
	H20	300				300	300	1	100.0%
	H21	300				300	300	1	100.0%
H22	300				300				
事業評価	対象事業の公益性	この会は、中学校、小学校、教育委員会及びPTA等の代表者で構成され次の事業を推進する。①小中学校の校内生徒指導の見直しと充実、連絡の緊密化②PTA、地域との連携③児童生徒の非行防止と健全育成に関する啓発活動④街頭指導活動。これらの事業を通して学校と家庭、地域が連携を深め一体となった生徒指導を進めている。							
	補助の必要性	児童・生徒の人間形成を図る上で生徒指導の果たす役割りは大きく、これからも学校が中心となり、家庭と地域社会・関係機関がそれぞれの機能を発揮しながら生徒指導の充実を図る必要がある。							
	補助の公平性	中学校、小学校、教育委員会及びPTA、地域関係機関等が連携を取り、一丸となって生徒指導に取り組んでいる。中学校の校長が会長を努め、児童・生徒に一番密接な学校関係者が主体で実施できることは、他の誰よりも効果的かつ効率的である。							
	補助金額の妥当性	交付金は、地道な街頭啓発活動、地域パトロールのほかに、児童生徒からの「標語募集」、標語看板、パンフレットや夏休み・冬休み生活のしおり作成などの啓発活動に要する経費へ適切に使用されている。							
	事業実施の効率性	社会の急激な変化にともなう、地域環境の悪化から児童生徒を守るため、講演会や地域パトロール、啓発活動を通して、学校と家庭、地域が連携を深め一体となった実効性の高い生徒指導を行っている。							
	事業効果	小中学校生徒指導推進協議会が主体となり、講演会、街頭啓発活動、地域パトロールのほかに、児童生徒からの「標語募集」、標語看板、パンフレットや夏休み・冬休み生活のしおり作成などの啓発活動を通して、社会の急激な変化にともなう、児童生徒を取り巻く地域環境の悪化に対応した実効性の高い生徒指導などを実践している。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 児童・生徒の人間形成を図る上で生徒指導の果たす役割りは大きく、これからも学校が中心となり、家庭と地域社会・関係機関がそれぞれの機能を発揮しながら生徒指導の充実を図る必要がある。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

			番号	73					
補助金名称	文化財保存管理奨励交付金			事業開始年度	平成17年度				
事業担当課	教育部	生涯学習課	生涯学習係	内線	374				
根拠法令・要綱等	豊山町文化財保存管理奨励交付金交付要綱								
事業の目的・内容	愛知県文化財保護条例及び豊山町文化財保護条例の規程による指定を受けた文化財の日常の維持管理及び活用の向上を図るための奨励交付金。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 県・町指定文化財所有者及び保持団体								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: 愛知県指定文化財 30千円/年×2件 豊山町指定文化財 有形文化財20千円/年×5件 無形文化財30千円/年×3件 平成22年度予算額 250千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額 (千円)	財源(千円)				実績		
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	220				220	220		100.0%
	H19	220				220	220		100.0%
	H20	220				220	220		100.0%
	H21	220				220	220		100.0%
H22	250				250				
事業評価	対象事業の公益性	愛知県文化財保護条例及び豊山町文化財保護条例の規程により指定を受けた文化財の所有者や保持団体等に対して交付するものである。貴重な文化財を豊山町の財産として後世に残すために、日常の維持管理や啓発活動、後継者の育成などに活用されており公益性は高い。							
	補助の必要性	古くから受け継がれてきた県、町指定文化財は、行政が指定することを公的に決めた。特に保存・伝承しなければならない貴重な地域の財産である。保存・伝承にかかる経費を全て所有者等に委ねることは適切でなく、行政が一定の助成をすることは必要である。							
	補助の公平性	文化財を指定し、保存する意義は広く一般町民に対しても理解されている。保存・継承等に要する経費の一部を行政が助成することは公平性が高いと考える。							
	補助金額の妥当性	交付金は、有形文化財(看守、清掃、案内及び軽微な保全補修)、無形文化財(公開、記録及び軽微な衣装、小道具の保全補修)、史跡天然記念物(看守、清掃及び標識、防護柵等の軽微な補修)の保存・継承等に要する事業に使用されている。							
	事業実施の効率性	貴重な文化財を豊山町の財産として後世に残すために、日常の維持管理や啓発活動、後継者の育成などに要する経費の一部として有効に活用されている。							
	事業効果	年1回ではあるが、交付金を支出することにより、所有者や保持団体等は文化財指定されたという自覚を新たにし、豊山町の財産として後世に残すために、日常の維持管理や啓発活動、後継者の育成などに励むことができる。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 県、町指定文化財は、行政が指定することを公的に決めた。特に保存・伝承しなければならない貴重な地域の財産である。保存・伝承にかかる経費を全て所有者等に委ねることは適切でなく、行政が一定の助成をすることは必要である。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおりに
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	74						
補助金名称	スポーツ競技全国大会等出場者激励費		事業開始年度	平成14年度					
事業担当課	教育部	生涯学習課	生涯学習係	内線 372					
根拠法令・要綱等	豊山町スポーツ競技全国大会等出場者激励費支給要綱								
事業の目的・内容	豊山町の名声と競技力の向上並びにスポーツの振興を図るため、アマチュアスポーツ競技の全国大会等に選手として出場するものに対して、激励費を支給する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input checked="" type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名:								
補助金の算出根拠	<input type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①スポーツ競技全国大会等出場者激励費 交通費の半額 ②スポーツ競技全国大会等出場者激励費 個人:10,000円 団体:1人10,000円、2人20,000円、3~5人30,000円、6人~9人40,000円、10人以上50,000円 ①+②の合計額								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	168				168	140	7	83.5%
	H19	542				542	235	11	43.3%
	H20	282				282	177	11	62.8%
	H21	282				282	153	7	54.3%
	H22	200				200			
事業評価	対象事業の公益性	スポーツ競技全国大会出場者激励費は、豊山町を代表して全国大会に出場する選手に対して支出する激励費用である。全国レベルのスポーツ選手を目指す選手の励みになるばかりか、全国大会に出場することによって豊山町の名前が全国に広がるので、公益性が認められる。							
	補助の必要性	全国大会に出場するにあたり、交通費、宿泊費等を全額支出することは、選手の家庭にも大きな負担となる。経済的負担を心配せず、競技に臨めるように交通費の一部として激励費を補助する必要がある。							
	補助の公平性	激励費は町内の在住、在勤の方が対象である。また全国大会に出場できる技術を身に付けるまでに要した時間とその費用は多大であり、誰でも簡単に出場できるわけではない。さらに、申請においては、出場することを示す正式書類を審査のうえ受理するので、公平性は保たれている。							
	補助金額の妥当性	個人とチーム出場の場合、1人あたりの激励費の額は異なることがある。その理由は、チーム種目に比べ、個人種目の方が個人に求められる平均能力が高いため、妥当である。激励費は、主に全国大会出場に関わる諸経費(交通費等)に使われている。また、支給額はその選手が全国大会へ出場できる技術に達するまでの費用等を察すると妥当である。							
	事業実施の効率性	大会会場までの移動にあたって、競技に支障が出ない範囲で最速かつ低額の交通手段を検索し、申請しているので、効率性は高い。							
	事業効果	近年、水泳やバウンドテニスだけでなく、ボクシングなど新たな競技においても、全国大会に出場する選手が出てきており、様々な種目で豊山町の名を全国に広めている。							
総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:豊山町を代表して出場する選手に対する激励費は、選手のモチベーションアップや経済的負担の軽減などに加え、豊山町の名を全国に広めることが出来るなど補助する必要性が高い。								

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	--

事業評価シート(補助金)

【一次評価】

		番号	75						
補助金名称	町民体育大会実行委員会補助金		事業開始年度	平成17年度					
事業担当課	教育部	生涯学習課	生涯学習係	内線 374					
根拠法令・要綱等	豊山町民体育大会実行委員会補助要綱								
事業の目的・内容	町民体育大会実行委員会の運営及び事業が円滑に運営されるように補助する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町民体育大会実行委員会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①実行委員会運営費(会議お茶、通信費、記録写真他) 100千円 ②大会運営費(賞品、保険、消耗品、弁当、協力者謝礼等) 3,200千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)		実績				
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18	3,300				3,300	3,077	1	93.0%
	H19	3,300				3,300	3,055	1	93.0%
	H20	3,300				3,300	3,198	1	97.0%
	H21	3,300				3,300	3,223	1	98.0%
H22	3,300				3,300				
事業評価	対象事業の公益性	体育大会は全町内の住民を対象にして、町民により構成された実行委員会が企画・運営している。大会には約3000人の住民が出場するとともに応援にも多くの家族が来場するなどして、恒例となっている一大イベントである。自治会の参加種目が多いので、地域の連帯とスポーツによる健康づくりに大きな公益性が認められる。							
	補助の必要性	参加費など実行委員会の自主財源は皆無であり、町民体育大会が地域に定着して町内会の結びつきの強化と健康づくりに貢献していることから、補助の必要性が認められる。							
	補助の公平性	体育大会の参加者は、広く一般住民であり、運営についても体育協会、スポーツ少年団員・指導者が協力している。出場は町民であれば参加資格に限定はない。また運営協力者へは謝礼と弁当、競技参加者には参加賞と入賞賞品が用意されるが、体育大会の性格上着順により差をつけるべきものもあるが公平性は保たれている。							
	補助金額の妥当性	事業費の多くは賞品と協力者への謝礼などの報償費とスポーツ保険、体育消耗品であり、参加者一人当たりでは1100円程度となる。参加賞、保険、弁当など全て含んだ1日の事業の一人当たり単価としては妥当な金額である。							
	事業実施の効率性	実行委員会において、参加賞を実用的で安価なものにするよう検討しているほか、協力者の謝礼や弁当についても人員を事前に把握するなど無駄を出さない効率的な運営に努めている。							
	事業効果	昭和46年の第1回大会から主催者の変遷はあるものの39回をかぞえ、スポーツ振興と地域の結びつきを深める事業として定着しており、大会開催日のみならず、7月下旬の地区説明会からの準備期間を含め地域での活動が活発になり、地域の結びつきを強化する効果は十分認められる。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 実行委員会事務局を生涯学習課で分担している。事務局も自主運営が望ましいものの、実行委員会の企画・運営と、大会当日の進行係や招集係、賞品係など各係は住民により運営されているので、社会教育の趣旨である自らが主体的に運営・学習する方向であるので引き続き補助する。							

【二次評価】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント: 一次評価のとおり
------	---

事業評価シート(補助金)

【 一次評価 】

		番号	76						
補助金名称	ミニ・マラソン大会運営費補助金		事業開始年度	平成20年度					
事業担当課	教育部	生涯学習課	生涯学習係	内線 372					
根拠法令・要綱等	豊山町ミニ・マラソン大会運営委員会補助金交付要綱								
事業の目的・内容	町民の健康・スポーツに関する関心を高めるため、身近に参加できるマラソン大会を開催することを目的として、豊山町ミニ・マラソン大会運営委員会に対して補助する。								
補助金の性質	<input type="checkbox"/> 事業費補助 <input type="checkbox"/> 団体運営費補助 <input checked="" type="checkbox"/> 大会運営費補助 <input type="checkbox"/> 利子補給 <input type="checkbox"/> その他								
補助金交付の対象者	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 公益法人 <input checked="" type="checkbox"/> 任意団体 <input type="checkbox"/> その他 交付団体名: 豊山町ミニ・マラソン大会運営委員会								
補助金の算出根拠	<input checked="" type="checkbox"/> 定額補助 <input type="checkbox"/> 定率補助 積算: ①報償費(賞品代、報償費) 65千円 ②需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、食料費) 490千円 ③役務費(保険料、通信運搬費) 45千円 ④委託料(会場設営費) 400千円								
予算及び事業の実績	年度	当初予算額(千円)	財源(千円)			実績			
			国庫支出金	県支出金	その他特財	一般財源	決算額(千円)	交付件数	執行率(金額ベース)
	H18								
	H19								
	H20	1,000				1,000	1,000	1	100.0%
H21	1,000				1,000	999	1	99.9%	
H22	1,000				1,000				
事業評価	対象事業の公益性	ミニ・マラソン大会は町内在住・在勤者全員を対象にしており、町民により構成された実行委員会が企画・運営している。大会には約700人の住民が出場するとともに応援にも多数の家族が来場している。町民の健康維持と体力増進のためのものとして公益性は高い。							
	補助の必要性	マラソン大会運営の自主財源は、大会参加費と協賛金以外に限られており、町補助金なくして大会は成り立たない。また、昨今のマラソンブームの影響もあり、町民の関心も高く年々参加も増加している。町民の健康づくりや地域住民の交流にも繋がり、今後、さらに大きな大会になることも予測されるため補助の必要が認められる。							
	補助の公平性	ミニ・マラソン大会の参加対象は、一般町民であり、大会運営に関しては多くのボランティアの協力の上に成り立っており、商工会や地域企業の協賛をえながら極めて健全に運営されている。							
	補助金額の妥当性	ミニ・マラソン大会は、町民の健康・スポーツに関する関心を高めるため、誰もが身近に参加できる大会を目指している。より多くの方に参加いただくために必要以上の参加料を徴収しておらず、大会運営には多くの方にボランティアで協力いただいている。そのため必要最小限の経費でおさえられており、補助金の額は妥当である。							
	事業実施の効率性	大会協力者には、弁当は支給しているがボランティアで動いていただいているほか、他の運営経費も華美な設備等は一切なく、効率的な運営に努めている。							
	事業効果	平成20年度からの新しい事業であり、第2回は前回より100人近く増加している。この大会をきっかけに、運動や健康に関心を持ったり、家族や地域で運動をすることによる結びつきにも繋がることから、事業効果は十分に認められる。							
	総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:ミニ・マラソン大会は、一般住民を対象とした事業であり、町民の健康・スポーツに関する関心を高める目的がある。報償費などはほとんど出していないが、大会協力者も多く、運営は効率的に行われているため、事業効果は高く今後も引き続き補助していく。							

【 二次評価 】

総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 見直し(縮小・休止・要綱改正・その他) コメント:一次評価のとおり
------	--